託 送 供 給 等 約 款

2 0 2 5 年 4 月 1 日 実施

中部電力パワーグリッド株式会社

20241129資第20号 2025年1月31日

認可

託 送 供 給 等 約 款

目 次

I	総	則	1
	1	適 用	1
	2	約款の認可および変更	2
	3	定 義	3
	4	代表契約者の選任	10
	5	託送供給等に係る取扱い	11
	6	単位および端数処理	11
	7	その他	12
П	契	?約の申込み	13
	8	契約の要件	13
	9	検討および契約の申込み	20
	10	契約の成立および契約期間	32
	11	託送供給等の開始	34
	12	託送供給等の準備に対する協力	34
	13	電気方式,電圧および周波数	35
	14	発電場所および需要場所	37
	15	契約および託送供給等の単位	41
	16	承諾の限界	46
	17	契約書の作成	47

Ш	Ħ	-ービスおよび料金	48
1	8	サービス	48
1	9	料 金	48
2	0	接続送電サービス	51
2	1	臨時接続送電サービス	87
2	2	予備送電サービス	99
2	3	系統連系受電サービス	101
2	4	発電量調整受電計画差対応電力	108
2	5	接続対象計画差対応電力	110
2	6	需要抑制量調整受電計画差対応電力	111
2	7	給電指令時補給電力	112
IV	料	金の算定および支払い	115
2	8	料金の適用開始の時期	115
2	9	検 針 日	115
3	0	料金の算定期間	117
3	1	計 量	119
3	2	電力および電力量の算定	119
3	3	損 失 率	147
3	4	料金の算定	147
3	5	支払義務の発生および支払期日	154
3	6	料金その他の支払方法	156
3	7	保 証 金	161
3	8	連 帯 責 任	165
V	供	給	166
			166

40	受電および供給の中止	170
41	給電指令の実施等	171
42	受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済	172
43	適正契約の保持等	174
44	契約超過金	175
45	力率の保持	180
46	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	181
47	託送供給等にともなう技術要件等	182
48	託送供給等の停止	183
49	託送供給等の停止の解除	185
50	託送供給等の停止期間中の料金	185
51	違 約 金	185
52	損害賠償の免責	186
53	設備の賠償	187
VI	契約の変更および終了	188
54		188
55		192
56		192
57		
	工事費の精算	195
58	解 約 等	202
59		205
VII	受電および供給の方法ならびに工事	206
60		206
61	架空引入線	208

6	2	地中引込線	210
6	3	連接引込線等	212
6	4	中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	213
6	5	引込線の接続	213
6	6	計量器等の取付け	213
6	7	専用供給設備	215
6	8	電流制限器の取付け	217
VIII	エ	事費の負担	218
6		工事費の負担方法	218
7	0	受電地点への供給設備の工事費負担金	221
7	1	受電用計量器等の工事費負担金	227
7	2	会社間連系設備の工事費負担金	227
7	3	一般供給設備の工事費負担金	227
7	4	供給地点への特別供給設備の工事費負担金	232
7	5	供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	234
7	6	供給地点への特別供給設備等の工事費の算定	234
7	7	工事費負担金の申受けおよび精算	238
73	8	託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される	
		場合等の費用の申受け	241
7	9	臨時工事費	243
8	0	工事費負担金契約等の締結	244
IX	保	安	245
8	1	保安の責任	245
8:	2	保安等に対する発電者および需要者の協力等	245
0	ე	钿 木	946

別	表	
附	則	
87	自家用電気工作物	248
86	検査または工事の受託	247
85	調査に対する需要者の協力	247
84	調査等の委託	247

I 総 則

1 適 用

当社が、小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号口にもとづき行なわれる電気の供給(以下「自己等への電気の供給」といいます。)の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款(以下「この約款」といいます。)によります。

なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものを いいます。

(1) 託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接続供給

口 振替供給

当社が、契約者から小売電気事業、当社以外の一般送配電事業、特定

送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が、発電契約者から当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

口 需要抑制量調整供給

当社が、需要抑制契約者から特定卸供給の用に供するための電気(小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で、電気事業法施行規則第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。)を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 約款の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、

この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者,一般送配電事業者,特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気(託送供給に係る電気に限ります。)を発電または放電する者で、当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点、発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

(11) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社が維持および運用する供給設備と当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし,他の会社間連系点を供給地点とする振替 供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間

連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、当社が受電地点において発電契約者から受電 する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で,発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で,発電契約者があらかじめ当社に通知 するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 接続供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(23) 接続供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量

をいいます。

(24) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(25) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(26) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(27) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(28) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、当社が受電地点において需要抑制契約者 から受電する電気の電力をいいます。

(29) 需要抑制量調整受電電力量

当社が受電地点において需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供 給に係る電気の電力量をいいます。

(30) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社 に通知するものをいいます。

(31) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当 社に通知するものをいいます。

(32) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(33) 損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(34) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。この場合,契約電力とは、接続送電サービス契約電力,臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(35) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電 E100ボルトに換算した値といたします。この場合、契約電流とは、接続 送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(36) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。この場合,契約容量とは、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(37) 契約受電電力

契約上使用できる受電地点ごとの接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値(キロワット)をいい、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値(発電量調整供給においては、同時最大受電電力をこえないものといたします。)をいいます。

(38) 同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力(キロワット)をいい、発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

(39) 最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(40) 最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

(41) 発電バランシンググループ

32 (電力および電力量の算定) (20)イもしくは口に定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または32 (電力および電力量の算定) (21)イもしくは口に定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(42) 需要バランシンググループ

32 (電力および電力量の算定) (22) に定める接続対象計画差対応補給電力量または32 (電力および電力量の算定) (23) に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(43) 需要抑制バランシンググループ

32 (電力および電力量の算定) (24) イもしくは口に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または32 (電力および電力量の算定) (25) に

定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(44) 契約使用期間

契約上サービスを受けることができる期間をいいます。

(45) 電 灯

白熱電球,けい光灯,ネオン管灯,水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(46) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の 低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気 の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併 用できないものは除きます。

(47) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(48) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(49) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって,定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し,需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(50) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定める検査をいいます。

(51) 定期補修

定期的に一定期間を限り行なわれる補修をいいます。

(52) 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池(以下「発電設備等」といいます。)も しくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から 指令することをいいます。

(53) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日,5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(54) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を除き, 1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合, 当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし, その他の取扱いは, 次のとおりといたします。

(1) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての 契約者から委任され、かつ、当社とのすべての協議に責任をもって応じる ことができる1契約者を代表契約者として、あらかじめ定めていただきま す。この場合、代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状(当社所 定の様式によっていただきます。)を当社に提出していただきます。当社 は、この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契 約者と行ないます。

(2) 契約者の行なう契約の申込み、その他接続供給の実施に係る当社との手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは、原則として(1) に定める代表契約者により行なっていただきます。また、当社の行なう契約者への通知、保証金の返還等は、原則として(1)に定める代表契約者に対し行ないます。

5 託送供給等に係る取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた内容については、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施するうえで必要となる目的以外には使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力,発電量調整受電計画電力,接続受電電力,接続供給電力,接続対象電力,接続対象計画電力,需要抑制量調整受電電力,需要抑制量調整受電計画電力,契約電力,契約受電電力,同時最大受電電力,最大連系電力等,最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位

で四捨五入いたします。

- イ 低圧で供給する場合で、20 (接続送電サービス) (2)イまたは21 (臨時接続送電サービス) (2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- ロ 高圧で供給する場合で、20 (接続送電サービス) (2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (4) 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 その他

この約款に記載のない事項については、この約款の趣旨に則り、契約者、 発電契約者、発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めま す。

なお、当社は、必要に応じて、需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ 契約の申込み

8 契約の要件

- (1) 契約者が接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 小売電気事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
 - ロ 契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。
 - ハ 需要者が、次の事項を遵守して、電気設備を当社の供給設備に電気的 に接続すること。
 - (イ) 法令で定める技術基準, その他の法令等
 - (1) 別冊に定める技術要件(以下「系統連系技術要件」といいます。)
 - (ハ) 当社が,当社の供給設備の状況等を勘案したうえで,技術的に適当 と認める方法
 - ニ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
 - ホ 契約者は、需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵守させる こと。
 - へ 需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。
 - ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場

合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続 供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の 承諾をすること。

- チ 契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第2条第5項に定める特定契約(以下「特定契約」といいます。)もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約(以下「一時調達契約」といいます。)等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。
- リ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。
 - (イ) 発電者の発電設備等が非電気事業用電気工作物であること。
 - (p) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
 - (ハ) 契約者と需要者が同一,または経済産業省令で定める密接な関係を 有すること。
- ヌ 契約者が、1需要場所において、分割供給(複数の小売電気事業者が、1需要場所において、1引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第2条第1項第1号に定める小売供給をいいます。ただし、一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気

- のみを供給する場合の小売供給を除きます。)を行なうための接続供給 (以下「分割接続供給」といいます。)を希望される場合は、次の要件 を満たすこと。
- (イ) 当該需要場所が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。
- (p) 当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は、2契約者に限ること。
- (ハ) 双方の契約者および需要者が、当該需要場所において、当社が分割 接続供給を行なう旨の承諾をすること。
- (二) 双方の契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらか じめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および 需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をするこ と。
- (2) 契約者が振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
 - ロ 契約者が当社からの給電指令にしたがうこと。
 - ハ 契約者が営む小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または 契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであるこ と。
 - 二 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

- (4) 発電者の発電設備等が非電気事業用電気工作物であること。
- (n) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
- (ハ) 契約者と需要者が同一,または経済産業省令で定める密接な関係を 有すること。
- (3) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
 - ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの であること。
 - ハ 発電者が、次の事項を遵守して、電気設備を当社の供給設備に電気的 に接続すること。
 - (イ) 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - (1) 系統連系技術要件
 - (ハ) 当社が,当社の供給設備の状況等を勘案したうえで,技術的に適当 と認める方法
 - ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当 社からの給電指令にしたがうこと。
 - ホ 発電契約者が当社を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約 (発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。)を締結す ること。
 - へ 発電契約者が、原則として、19(料金)(3)に定める発電者に係る料

- 金,延滞利息および契約超過金を,35(支払義務の発生および支払期日)(4)に定める期日までの間,当社に代わり,発電者から受領し,当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。
- ト 発電契約者が、36(料金その他の支払方法)(3)口の場合を除き、19 (料金)(3)に定める発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金の 支払い業務を発電者から無償で受託すること。
- チ 発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合,発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。
- リ 当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合,発電契約者が, 当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承 諾すること。
- ヌ 発電契約者は、発電者にこの約款における発電者に係る規定を遵守させること。
- ル 発電者がこの約款における発電者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。
- ただし、当社と特定契約を締結する発電者(発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。) および発電契約者と同一の者である発電者については、ホ、ヘ、ト、チおよびリの要件を除きます。
- なお,当社は,発電契約者に対して,系統連系受電契約の締結または変 更について,当社を代理する権利を付与いたします。
- (4) 発電者が系統連系受電契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- イ 新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変 更が生ずる場合,発電者が当該契約の締結または変更について当社を代 理する発電契約者に対して申し出ること。
- ロ 発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの (当社との特定契約に係る電気を除きます。)であること。
- ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
- ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ホ 発電者が、原則として、19(料金)(3)に定める発電者に係る料金、 延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。
- へ 発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電する ことについて承諾すること。

ただし、発電契約者と同一の者である発電者については、イおよびホの 要件を除きます。

- (5) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれに も該当すること。
 - (4) 需要者に対して、次のa およびb の事項を定めた需要抑制に関する 計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を 適時に出すことができること。

- a 需要抑制量(1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。)
- b 需要抑制の実施頻度および時期
- (ロ) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
- (ハ) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
- (二) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および 維持できること。
- (ホ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を 確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者 と需要者との間で適切な契約がなされていること。
- ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給 すること。
- ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定 額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力 臨時定額接続送電サービスでないこと。
- ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上,需要場所が31 (計量) (2) に該当しないこと。
- ホ 需要抑制契約者は、需要者にこの約款における需要者に係る規定を遵 守させること。
- へ 需要者がこの約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること。
- ト 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、需要抑制契約者は、

15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合,発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合,発電者(当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。)が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者、発電契約者または需要抑制契約者から申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電(原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。)するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討(以下「受電側接続検討」といいます。)をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給 契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討 を省略することがあります。

- ロ 契約者または発電契約者は、(4)の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。ただし、接続供給契約または振替供給契約の場合は、受電地点が会社間連系点の場合に限ります。また、発電量調整供給契約の場合は、発電者から電気を受電する場合に限ります。
 - (イ) 接続供給の場合
 - a 契約者の名称
 - b 代表契約者の名称(契約者が複数の場合に限ります。)
 - c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配 電事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容
 - d 接続受電電力の最大値および最小値
 - e 接続供給の開始希望日
 - (ロ) 振替供給の場合
 - a 契約者の名称
 - b 当社が振替供給する電気の供給地点
 - c 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配 電事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容
 - d 振替供給に係る受電電力の最大値および最小値
 - e 振替供給の開始希望日
 - (ハ) 発電量調整供給の場合
 - a 発電契約者の名称
 - b 発電者の名称、発電場所および受電地点
 - c 受電地点における受電電圧および予備送電サービスの希望の有無
 - d 発電設備等の発電・放電方式、発電・放電出力および系統安定上

必要な仕様

- e 発電量調整受電電力の最大値および最小値
- f 発電場所における負荷設備および受電設備
- g 発電量調整供給の開始希望日

ハ 検討期間および検討料

(イ) 検討期間

当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月 以内に、検討結果を契約者または発電契約者にお知らせいたします。

(1) 検 計 料

当社は、1受電地点1検討につき22万円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし、次の場合には、検討料を申し受けません。

- a 検討を要しない場合
- b 受電側接続検討の回答後,他の発電契約者の契約の申込みにと もなう連系予約(当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統 へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。)によって送 電系統の状況が変化した場合等,受電側接続検討の前提となる事 実関係に変動がある場合で,かつ,検討料を申し受けた受電側接 続検討の回答日から1年以内に受け付けた受電側接続検討のと き。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、(4)の申込みに先だって、契約者に小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、供給設備の新たな施設または変更に係

る工事の要否(工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。)についての検討(以下「供給側接続事前検討」といいます。)を いたします。

- ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書(当社所定の様式によっていただきます。)をあわせて提出していただくことがあります。また、分割接続供給を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、申込みをしていただきます。
 - (イ) 需要者の名称,用途,需要場所(供給地点特定番号を含みます。) および供給地点
 - (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
 - (ハ) 契約電力(分割接続供給を希望される場合は、1需要場所において 使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。), 契約電流また は契約容量
 - (二) 負荷設備または主開閉器
 - (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間
- ハ 負荷設備,契約電力,契約電流および契約容量については,1年間を 通じての最大の負荷を基準として,契約者から申し出ていただきます。 この場合,1年間を通じての最大の負荷を確認するため,必要に応じて 接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の 様式により申し出ていただきます。
- 二 当社は、供給側接続事前検討の申込みをいただいた後、原則として2 週間以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

- イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、(4)の申込みに先だって、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、供給設備の変更に係る工事の要否(工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。)についての検討(以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。)をいたします。
- ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書(当社所定の様式によっていただきます。)をあわせて提出していただくことがあります。
 - (イ) 需要抑制契約者の名称
 - (ロ) 需要者の名称,需要場所(供給地点特定番号を含みます。)
 - (ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- ハ 当社は、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをいただいた後、原則 として2週間以内に、検討結果を需要抑制契約者にお知らせいたしま す。

(4) 契約の申込み

契約者は、(1)口(イ)または(ロ)の事項およびイまたは口の事項を、発電契約者は、(1)口(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、二の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8(契約の要件)(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供す

ることに関する需要者の承諾書(当社所定の様式によっていただきま す。),8(契約の要件)(3)ホに定める要件を満たすことを証明する文 書(当社所定の様式によっていただきます。) および8 (契約の要件) (3)ルの発電者の承諾書(当社所定の様式によっていただきます。)また は8(契約の要件)(5)へおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要 者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の承 諾書(当社所定の様式によっていただきます。)をあわせて提出していた だきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関す る契約等において、発電者が系統連系受電契約の締結について合意してい ることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾してい ることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関す る契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび 接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供するこ とを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との 間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関す る事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の 情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが 明らかな場合で、当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断すると きは、当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたし ます。

なお,自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合には,8 (契約の要件)(1)リまたは(2)ニに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合,当社は,必要に応じ,所管の官庁にこの要件を満たすこと

の確認を行ないます。

また、発電量調整供給契約を希望される場合で、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金(以下「系統連系保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。)を要するときは、系統連系保証金をお支払いいただき、かつ、電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ、(1)の申込みに対する当社の回答日から1年以内(電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第2項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。)に申込みをしていただくものとし、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(5)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称,用途,需要場所(供給地点特定番号を含みます。) および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備,主開閉器,受電設備および発電設備等
- (二)接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量および接続送電サービスの種別(分割接続供給を希望される場合は、申込みをされる契約者に係る接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別といたします。)

- (本) 臨時接続送電サービスを希望される場合は、臨時接続送電サービス 契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービ ス契約電力および臨時接続送電サービスの種別ならびにその使用期間 (分割接続供給を希望される場合は、申込みをされる契約者に係る臨 時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別なら びに使用期間といたします。)
- (^) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力 および予備送電サービスの種別(分割接続供給を希望される場合は、 申込みをされる契約者に係る予備送電サービス契約電力および予備送 電サービスの種別といたします。)
- (1) 契約受電電力
- (チ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (リ) 8 (契約の要件) (1)ロの実施方法
- (ヌ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および調達量の計画値
- (ル) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および販売量の計画値
- (7) 連絡体制
- (ワ) 分割接続供給を希望される場合,次の事項(あらかじめ双方の契約者で協議のうえ,申込みをしていただきます。)
 - a 15 (契約および託送供給等の単位) (2) イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態
 - b 15 (契約および託送供給等の単位) (2) イにより当社が分割接続 供給を行なう場合, それぞれの契約者への分割接続供給の形態

- c 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(4)により当社が分割接続供給を行なう場合,契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量(以下「通告電力量」といいます。)を当社に通知する契約者
- d 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続 供給を行なう場合, それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯 (以下「供給時間帯」といいます。) および分割接続供給に係る料 金その他の調整先となる契約者
- e 分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する,1供給地点につき,1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別
- f 臨時接続送電サービスを希望される場合は、分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別
- g 予備送電サービスを希望される場合は、分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお、負荷設備、契約電力、契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ 振替供給の場合

- (1) 連絡体制
- (ロ) 当社が小売電気事業,一般送配電事業,特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には,当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込み内容

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
- (ロ) 契約受電電力および同時最大受電電力
- (ハ) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力
- (二) 発電量調整受電計画電力
- (ホ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および調達量の計画値
- (^) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および販売量の計画値
- (ト) 連絡体制
- ニ 需要抑制量調整供給の場合
 - (イ) 需要抑制契約者の名称
 - (中) 需要抑制量調整受電計画電力
 - (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に

係る需要抑制の予定電力量といたします。)の最小値

- (二) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
- (ホ) 需要者の名称および需要場所(供給地点特定番号を含みます。)
- (^) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
- (ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる32 (電力および電力量の算定) (14) イまたはロ
- (チ) 電気の調達先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者,発電契約者または需要抑制契約者の名 称および販売量の計画値
- (3) 需要抑制量調整供給の開始希望日
- (ル) 連絡体制

なお、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる32 (電力および電力量の算定)(14)イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は、接続供給契約(受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕 に係る事項に限ります。)または振替供給契約の申込みについて、当日等 の利用分および翌日等の利用分に限り、(4)に定める様式以外で当社が指 定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般 送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が 指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場 合,当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約(以下「契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議がと とのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がな い場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといた します。

また,当社は,契約者に係る基本契約で定める事項について,基本契約書(当社所定の様式によっていただきます。)を作成いたします。

(6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約(以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議がととのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また,当社は,発電契約者に係る基本契約で定める事項について,基本 契約書(当社所定の様式によっていただきます。)を作成いたします。

(7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社

が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合, 受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にと もなって必要となる事項に関する契約(以下「需要抑制契約者に係る基本 契約」といいます。) を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と 当社との協議がととのった日から1年間とし、契約期間満了に先だって契 約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続 されるものといたします。

また,当社は,需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について, 基本契約書(当社所定の様式によっていただきます。)を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

- (1)接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、系統連系受電契約は、系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。
- (2) 契約期間は, 次によります。

イ 接続供給の場合

- (イ) 契約期間は、臨時接続送電サービスを利用される場合を除き、接続 供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までと いたします。
- (1) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合

- は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 臨時接続送電サービスの契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において臨時接続送電サービスが適用されている場合等特別の事情がある場合を除き、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (p) 契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は、発電量調整供給契約または系統連系受電契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (ハ) 契約期間は、発電設備等に係る供給地点において臨時接続送電サービスが適用されている場合等特別の事情がある場合、発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から、発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ 振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した 日から、契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日ま でといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供 給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならない ものといたします。また、需要抑制量調整供給の場合で、契約期間満了 に先だって需要抑制量調整供給契約の消滅または変更がない場合は、需 要抑制量調整供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定め、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給または需要抑制量調整供給を関始いたします。 替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日に接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日を定めて接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を開始いたします。

12 託送供給等の準備に対する協力

契約者,発電契約者,需要抑制契約者,発電者または需要者は,当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設し,所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について,協力していただきます。

13 電気方式, 電圧および周波数

(1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受電電圧	低	圧	交流単相2線式,交流単相3線式 または交流3相3線式
文 电 电 圧	高圧また 特 別 高		交流3相3線式

- (2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ(サービスおよび料金)の各項に定めるところによります。
- (3) 受電電圧および供給電圧は、次のとおりといたします。
 - イ 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点(1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約受電電力に応じて次のとおりといたします。ただし、発電者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で受電することがあります。

契 約 受 電 電 力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

ロ 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ (サービスおよび料金)の各項に定めるところによります。ただし、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合(契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。)は、別表1(契約設備電力の算定)により定めた供給地点(1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は、需要場所ごとに異なる地点とみなします。)における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

なお、需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合で やむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給 することがあります。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧6,000ボルト

また、1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合、契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(4) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、振替供給の場合で、東京電力パワーグリッド株式会社との会社間連系点を供給地点とするときには、周波数変換設備を使用して標準周波数50ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所または1 需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよび口によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所と し、これによりがたい場合には、口によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、 複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、 かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性 を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。ま た、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の 発電場所または需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を 有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は,(n)に準ずるものといたします。ただし,アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は,居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 発電場所または1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。
- (4) (1)に定める1構内, (1)イに定める1建物, (2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所等」といいます。)において,災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に,当該設備が施設された区域または部分

(以下「特例区域等」といいます。)の契約者または発電契約者からの申 出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)に かかわらず、特例区域等を1発電場所または1需要場所といたします。

- イ 次の事項について,原需要場所等から特例区域等を除いた区域または 部分(以下「非特例区域等」といいます。)の発電者または需要者の承 諾をえていること。
 - (4) 非特例区域等について, (1), (2)または(3)に準じて発電場所また は需要場所を定めること。
 - (n) 当社が特例区域等における業務を実施するため、46(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- 二 当社が非特例区域等における業務を実施するため、46(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ホ 特例区域等を1発電場所または1需要場所とすることが社会的経済的 事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害する おそれがないこと。

15 契約および託送供給等の単位

- (1) 当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって接続供給を行ない、1発電場所につき、1系統連系受電サービスを適用(当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。)し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。
 - イ 1需要場所につき、(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスを契約する場合、または、次の1臨時接続送電サービス((イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはチの場合は、2臨時接続送電サービスといたします。)とこれ以外の1接続送電サービス(ロまたはチの場合は、2接続送電サービスといたします。)とをあわせて契約する場合
 - (イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスの うちの1 臨時接続送電サービス
 - (p) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスの うちの1 臨時接続送電サービス
 - (ハ) 高圧臨時接続送電サービス
 - (二) 特別高圧臨時接続送電サービス
 - ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合
 - (イ) 電灯定額接続送電サービス,電灯標準接続送電サービス,電灯時間 帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接

続送電サービス

- (p) 動力標準接続送電サービス, 動力時間帯別接続送電サービスおよび 動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス
- ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場 合
- ニ 22 (予備送電サービス) をあわせて契約する場合
- ホ 60 (受電地点, 供給地点および施設) (5)の場合
- へ 73 (一般供給設備の工事費負担金) (2)イ(4) c の方式による供給の場合
- ト 災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等の ための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置 その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,契約者または発 電契約者からの申出がある場合で,当社が技術上,保安上適当と認めた とき。
- チ (2) イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
- リ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
- (2) 接続供給の場合,当社は,契約者のあらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所につき1接続供給契約を結び,1需要バランシンググループを設定していただきます。この場合,それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属することとし,また,当社は,原則として,1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する 2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されると きは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

また、当社は、分割接続供給の場合、1需要場所につき、2契約者にそれぞれ1接続供給契約を適用し、原則として2接続送電サービスまたは2 臨時接続送電サービスを適用のうえ、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ 当社が、1需要場所において、あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者(以下「非需要追随供給者」といいます。) およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者(以下「需要追随供給者」といいます。) に分割接続供給を行なう形態

なお、非需要追随供給者への分割接続供給は、次のいずれかの方法で 行ないます。

- (4) 当社が、通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法
- (n) 当社が、すべての時間帯において、一定の電力量(原則として、20 [接続送電サービス](2)イ(^) a、口または21 [臨時接続送電サービス](2)口の非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を2で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。)で分割接続供給を行なう方法
- ロ 当社が、1需要場所において、供給時間帯ごとに、それぞれの契約者 に分割接続供給を行なう形態
- (3) 振替供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者(発電契約者が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。) および1供給地点(当社以外の一

般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。) につき1振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合,当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所(発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。) および発電バランシンググループについて、1発電量調整供給契約を結びます。また、当社は、当社が特定契約を締結している場合(発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。) を除き、原則として、あらかじめ定めた発電場所について、1系統連系受電契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備(極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。)に該当する発電場所は、原則として1発電バランシンググループに属するものといたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー特別措置法第 2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし、特 定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に 限ります。)の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含 まれる場合は、次のとおりといたします。

イ 附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギ

- 一発電設備〕)(5)または(6)に該当する場合で、インバランスリスク単価(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。)が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ(以下「特例発電バランシンググループ」といいます。)に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。
- ロ 附則 5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕) (5)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。
- ハ 当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に もとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合,当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款 にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能 エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググルー プを設定していただきます。この場合,再生可能エネルギー電気卸供給 約款に係る発電場所は,1発電量調整供給契約に属するものといたします。
- (5) 需要抑制量調整供給の場合,当社は,原則として,あらかじめ定めた需要場所(ただし,需要場所が複数ある場合は,同一の一般送配電事業者の

供給設備に接続するものといたします。また、分割接続供給の場合は、当該需要場所に係る接続供給契約といたします。) および需要抑制バランシンググループについて、1需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給 区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有す る負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業 者と調整に関する契約を締結する設備(極短周期成分に対応する周波数制 御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といい ます。)に該当する需要場所は、1需要抑制バランシンググループに属す るものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる32(電力および電力量の算定)(14)イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況ならびに料金、この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。)および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況(既に消滅しているもの

を含む他の接続供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合および既に消滅しているものを含む当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、原則として接続供給、振替供給、発電量調整供給または需要抑制 量調整供給の開始前に、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間 で、接続供給、振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給に関す る必要な事項について、接続供給契約書(当社所定の様式によっていただき ます。)、振替供給契約書(当社所定の様式によっていただきます。)、発 電量調整供給契約書(当社所定の様式によっていただきます。)または需要 抑制量調整供給契約書(当社所定の様式によっていただきます。)を作成い たします。

Ⅲ サービスおよび料金

18 サービス

- (1) 契約者が当社から接続供給を受ける場合は,20 (接続送電サービス)または21 (臨時接続送電サービス) にあわせて,25 (接続対象計画差対応電力) および27 (給電指令時補給電力) を契約していただきます。
- (2) 発電契約者が当社から発電量調整供給を受ける場合は,24(発電量調整 受電計画差対応電力)および27(給電指令時補給電力)を契約していただ きます。
- (3) 需要抑制契約者が当社から需要抑制量調整供給を受ける場合は,26(需要抑制量調整受電計画差対応電力)を契約していただきます。
- (4) 契約者または発電契約者は、希望により、(1)または(2)にあわせて、22 (予備送電サービス) を契約することができます。

19 料 金

料金は、次のとおりといたします。

- (1) 契約者に係る料金
 - イ 契約者に係る料金は、口によって算定された日程等別料金、25 (接続対象計画差対応電力)によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに27 (給電指令時補給電力)(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
 - ロ 日程等別料金は,20 (接続送電サービス)(3)によって算定された接続送電サービス料金,21 (臨時接続送電サービス)(3)によって算定さ

れた臨時接続送電サービス料金および22 (予備送電サービス) (3)によって算定された予備送電サービス料金 (以下「送電サービス料金」といいます。ただし、分割接続供給の場合は、34 (料金の算定) (11)、(12)または(13)にもとづき料金の調整を行ないます。)のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ハ)に定める日が同一となるもの(この場合、当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。)を合計して算定いたします。

- (1) 検針日
- (ロ) 電灯定額接続送電サービス, 電灯臨時定額接続送電サービスおよび 動力臨時定額接続送電サービス(以下「定額接続送電サービス」とい います。) の場合または32(電力および電力量の算定)(27)の場合, その供給地点の属する検針区域の検針日
- (ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日(その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。) にもとづき料金算定期間を定める場合, 応当日
- (二) 契約者が供給地点を消滅させる場合,消滅日(特別の事情があり, その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は,その日 といたします。)
- (ホ) 32 (電力および電力量の算定) (30)ハの場合,電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日
- (^) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者 に係る接続供給契約が消滅した場合、消滅日(特別の事情があり、そ の接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その 日といたします。)

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、24(発電量調整受電計画差対応電力)によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに27(給電指令時補給電力)(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 発電者に係る料金

- イ 発電者に係る料金は、ロによって算定された系統連系受電サービス料 金といたします。
- ロ 系統連系受電サービス料金は,23(系統連系受電サービス)(3)によって,(4),(ロ)または(ハ)に定める日(以下「受電側料金算定日」といいます。)に算定いたします。
 - (1) 検針日
 - (p) 発電契約者が受電地点を消滅させる場合,消滅日(特別の事情があり,その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は,その日といたします。)
 - (ハ) 32 (電力および電力量の算定) (30)ハの場合,電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし、その1月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算 定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受 電側料金算定日といたします。

(4) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は,26 (需要抑制量調整受電計画差対応電力)によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

20 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、供給地点ごとに、次によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

- イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で接続送電サービス 契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サー ビスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)が 500キロワット未満のとき。
 - (イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の 最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値 といたします。
 - a 新たに接続送電サービスを利用する場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。
 - b 需要場所において使用される受電設備を増加される場合等で、増

加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。

需要場所において使用される受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減 少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電 サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需 要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期 間の各月の接続送電サービス契約電力(減少された日を含む1月の 減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス 契約電力といたします。) は、需要場所において使用される負荷設 備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準とし て、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただ し、減少された日以降その12月の期間で、その1月の最大需要電力 等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大 きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減 少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その 期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた 値を上回る場合といたします。)は、接続送電サービス契約電力

は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

- (ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量(6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。)を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。
 - a 接続送電サービス契約電流
 - (a) 接続送電サービス契約電流は, 5アンペア, 10アンペア, 15アンペア, 20アンペア, 30アンペア, 40アンペア, 50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。
 - (b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。
 - b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて 確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、

契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は,(イ)にかかわらず,契約主開閉器の定格電流にもとづき,別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合,契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確 認いたします。

- (二)(イ)の適用後1年に満たない場合は,(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また,(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は,(イ)を適用いたしません。
- (ホ) 需要場所における主開閉器(低圧で供給する場合に限ります。), 負荷設備または受電設備を変更される場合は,54(契約の変更)に準 じて、あらかじめ申し出ていただきます。
- (^) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は、次のとおりといたします。
 - a 15 (契約および託送供給等の単位) (2) イにより当社が分割接続 供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は,双方の契約者と当社との協議によって定め,需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は,32(電力および電力量の算定)(19)口(イ)または(ロ)で定める最大需要電力等を用いて,イ(イ)に準じて定めます。

b 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続 供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は,32(電力 および電力量の算定)(19)口(ハ)で定める最大需要電力等を用いて, イ(イ)に準じて定めます。

ロ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、1年間を通じての最大の負荷、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお,新たに接続送電サービスを利用する場合等で,適当と認められるときは,接続供給開始の日から1年間については,接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り,段階的に定めることがあります。

また,分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電 サービス契約電力は,それぞれの契約者と当社との協議によって定めま す。

- ハ イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めている供給地点における最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、当該供給地点の接続送電サービス契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の当該供給地点の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。
- 二 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補 修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力 の補給にあてるための電気の供給を行なうときの接続送電サービス契約 電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、原則として需要者の発電設備の 容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値に当該不足電

力分以外の供給分につきイ, ロまたはハに準じて定めた値を加えたもの といたします。

なお、当該不足電力分以外の供給分についてイ(4)に準ずる場合で、 需要場所において使用される負荷設備または受電設備を変更されるとき は、54(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

また、分割接続供給の場合で、需要者の発電設備の検査、補修または 事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給に あてるための電気の供給を行なうときは、原則として、次のとおりとい たします。

(イ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イにより当社が分割接続供 給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合、需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

(p) 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該不足電力の補給にあてるための電気の供給は、双方の契約者へ行なうものといたします。この場合、双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値(双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、同じ値といたし

ます。) に当該不足電力分以外の供給分につきイ, ロまたはハに準じて定めた値を加えたものといたします。

ホ 接続送電サービスの利用に先だって需要者が同一の需要場所で他の接続供給契約または接続供給契約以外の契約(以下「他契約」といいます。)により電気の供給を受けていた場合は、接続送電サービス契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は接続送電サービスを利用していたものとみなします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア

以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりと いたします。

10ワットまでの1灯につき	37円91銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	75円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	151円61銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	227円41銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	379円03銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	379円03銭

ii ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を 一括して容量(入力といたします。なお, 出力で表示されてい る場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算 するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルト アンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	113円06銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	226円13銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトア ンペアまでごとに	226円13銭

e その他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。
- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、

(p) a (c), (n) a または(二) a にかかわらず, 電灯標準接続送電サービス, 電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス (自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合に限ります。) を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(ロ)bにより接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1需要場所において,動力標準接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は,接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計(この場合,10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。
- (c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給 設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が 適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送 電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続 送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計 (この場合,10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット以上であるものについても適用 することがあります。この場合,当社は,需要者の土地または建物 に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(4)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

214円50銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合 の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場 合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サ ービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき

137円50銭

ただし、(2)イ(p) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5アンペア	68円75銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	206円25銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき 7円91

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(p) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた

します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(4)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

214円50銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(p)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき

137円50銭

ただし、(2)イ(n) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5アンペア	68円75銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	206円25銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって 算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円43銭
------------	-------

ii 夜間時間

1 キロワット時につき	7円29銭
	11320

(二) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(p) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する ための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

11円43銭

- (ホ) 動力標準接続送電サービス
 - a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれに も該当するときに適用いたします。

- (a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計(この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として

50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計(この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(4)により接続送電サービス契約電力を定める場合

550円00銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

412円50銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

6円07銭

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときには、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用

することはできません。

(^) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

550円00銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

412円50銭

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって 算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき 6F	円49銭
---------------	------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	5円64銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときには、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器,発電設備等その他を介して,電灯または小型機器を使用

することはできません。

(ト) 動力従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する ための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

15円10銭

d その他

変圧器,発電設備等その他を介して,電灯または小型機器を使用することはできません。

- ロ 高圧で供給する場合
 - (イ) 高圧標準接続送電サービス
 - a 適用範囲

接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点

につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合(予備送電サービスによって利用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき(予備送電サービスによって利用したときを除きます。)に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給

地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電 設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用 しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半 額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点 において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なう ために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用 した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相 当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおい て、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止 等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電 気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、(2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の 検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により 生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある 場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回 らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月におけ る需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等 を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気 の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

467円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

2円21銭

(ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合(予備送電サービスによって利用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接

続送電サービスの基本料金は,双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき(予備送電サービスによって利用 したときを除きます。)に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電 設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用 しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半 額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点 において、34(料金の算定)(川)にもとづき料金の調整を行なう ために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用 した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相 当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおい て、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止 等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電 気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、(2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の 検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により 生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある 場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回 らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月におけ る需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等 を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気 の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

467円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって 算定いたします。

i 昼間時間

ii 夜間時間

1キロワット時につき	2円00銭
------------	-------

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する ための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000 ボルトといたします。 c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

9円88銭

- ハ 特別高圧で供給する場合
 - (イ) 特別高圧標準接続送電サービス
 - a 適用範囲

接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は,1供給地点につき,1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合(予備送電サービスによって利用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき(予備送電サービスによって利用したときを除きます。)に限り、半額といたします。

なお,(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において接続送電サービスを利用した場合で,需要者の発電 設備の検査,補修または事故(停電による停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。

また、(2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の 検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により 生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある 場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回 らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月におけ る需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等 を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気 の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

357円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたし

ます。

0円88銭

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。)に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増し

をする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合(予備送電サービスによって利用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき(予備送電サービスによって利用したときを除きます。)に限り、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電 設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用 しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半 額といたします。ただし、当社が分割接続供給を行なう供給地点 において、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なう ために算定する、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用 した場合の接続送電サービスにおける当該不足電力の補給分に相 当する基本料金は、双方の契約者に係る接続送電サービスにおい て、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止 等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電 気をまったく使用しないときに限り、半額といたします。 また、(2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給 地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の 検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により 生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある 場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回 らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月におけ る需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等 を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気 の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

357円50銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって 算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	0円92銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき 0円859

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する ための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときに適用いた します。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円74銭
1 キロソット時につさ	6円74銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次の

とおりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合の平均力率は、別表5(平均力率の算定式)により算定いたします。

なお、その供給地点において、まったく接続送電サービスを利用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 分割接続供給の場合は、34 (料金の算定)(II)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を、(イ)に準じて算定いたします。また、それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし、その供給地点において、いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は、当該接続送電サービスについては、その1月の力率を85パーセントとみなします。
- (ハ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発

電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕に より生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない 場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたしま す。)を1パーセント割増しいたします。

ホその他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービス, 高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス(以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。)の適用後1 年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス,動力標準接続送電サービス,高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス(以下「標準接続送電サービス」といいます。)または電灯 従量接続送電サービス,動力従量接続送電サービス,高圧従量接続送 電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス(以下「従量接続 送電サービス」といいます。)を適用いたしません。また、従量接続 送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービス または時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
- (ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は,時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
- (二) 34 (料金の算定) (11)にもとづき料金の調整を行なうための, 1供給地点につき, 1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後1年に満たないときの取扱いは, (中)および(ハ)に

準ずるものといたします。

- (4) 不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合の取扱い
 - (2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の場合,当 社は,必要に応じて需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提 出していただきます。また,需要者の発電設備の検査,補修または事故 (停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてる ための電気を使用する場合は,使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあら かじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし,事故その他やむ をえない場合は,使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (5) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間 への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大の接続供給電力が夜 間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接 続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議がととのったときの その供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された 金額からイによって算定された金額(以下「ピークシフト割引額」といい ます。)を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の算式により算定された金額といたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合(予備送電サービスによって利用した場合を除きます。)のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額=次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力1キ	高圧で供給する場合	278円30銭
ロワットにつき	特別高圧で供給する場合	212円30銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、34 (料金の算定)(II)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また,各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から, ピークシフト電力が不適当と認められる場合には,すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかに なった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として 算定いたします。

21 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合で、契約使用期間が1年未満で、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気に適用いたします。この場合、あらかじめ契約使用期間を契約者から申し出ていただきます。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて、34 (料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1 臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ 低圧で供給する場合

- (イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合 次の a または b により、臨時接続送電サービス契約電流または臨時 接続送電サービス契約容量(6キロボルトアンペア以上となる場合に 限ります。)を定めます。
 - a 臨時接続送電サービス契約電流
 - (a) 臨時接続送電サービス契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表6(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を 定めることを希望される場合には,臨時接続送電サービス契約容 量は,(a)にかかわらず,契約主開閉器の定格電流にもとづき, 別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された 値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

- (p) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合 次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。
 - a 臨時接続送電サービス契約電力は,契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は,別表4 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし,電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は,その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき,その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合,その容量は別表3 (契約電力および契約容量の算定方法)に準じて算定し,(b)の係数を乗じないものといたします。
 - (a) 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力 のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
*> U *> 1/2	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて 確認いたします。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は,1供給地点につき,1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。)は、需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

なお、分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続 送電サービス契約電力は、それぞれの契約者と当社との協議によって定 めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接

続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて、34(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次のとおりといたします。

	-
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円34銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	6円69銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円69銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	66円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	66円91銭

(ロ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計 といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき20 (接続送電サービス) (3) イ(ロ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	8円70銭
------------	-------

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき

98円10銭

d その他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用 することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット 未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計 といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき20 (接続送電サービス) (3) イ(ホ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

7円30銭

ロ 高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高圧臨時接続送電サービスといたします。

(4) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は,1供給地点につき,1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。)が原則として,50キロワット以上であり,かつ,2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計と

いたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき20 (接続送電サービス) (3) 口(4) c (a) において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、34 (料金の算定) (12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は、双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2円65銭
-------------	-------

ハ 特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高圧臨時接続送電サービスとい たします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は,1供給地 点につき,1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サ ービス契約電力といたします。)が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力(分割接続供給の場合は、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。)に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット 未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット 以上50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット 以上	標準電圧140,000ボルト

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき20 (接続送電サービス) (3)ハ(4) c (a) において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく臨時接続送電サービスを利用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、当社が分割

接続供給を行なう供給地点において,34(料金の算定)(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する,1供給地点につき,1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は,双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り,半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

1円06銭

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは,20 (接続送電サービス)(3)ニに準ずるものといたします。

ホその他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は,1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) その他

- イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用する ことを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定め る契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サ ービスを適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、20(接続送

電サービス) に準ずるものといたします。ただし,20 (接続送電サービス)(5)は,適用いたしません。

22 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、20(接続送電サービス)を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

なお、常時利用変電所とは、受電地点においては受電地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことを、供給地点においては供給地点に電気的に最も近い常時利用変電所のことをいいます。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧(高圧および特別高圧に限ります。)で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点においては当該受電地点の契約 受電電力の値、供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約 電力の値といたします。ただし、特別の事情がある場合の予備送電サービ ス契約電力は、契約者または発電契約者と当社との協議により受電地点お よび供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、 原則として、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の 有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気の電力量は、20 (接続送電サービス) の接続供給電力量といたします。

また,特別高圧で常時利用される供給地点で,高圧で予備送電サービスを利用される場合には,予備送電サービスの供給電圧は,常時利用と同位の電圧とみなします。この場合,予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって供給された電気の電力量は,予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上,常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス契約電	高圧で供給する場合	79円20銭
力1キロワットにつき	特別高圧で供給する場合	53円90銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	128円70銭
	特別高圧で供給する場合	88円00銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、20 (接続送電サービス) (3) 二の力率割引および割増しの適用上、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気は、原則として、20 (接続送電サービス) によって供給された電気とみなします。

(5) その他

- イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、 その端数は、切り捨てます。
- ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共用することができます。
- ハ 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備電線路の利用を 希望される場合は、原則として、それぞれの契約者が適用している接続 送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし、それぞれの 契約者に係る予備送電サービスの取扱いは、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) イおよび(5)ロに準ずるものといたします。また、この場合は、34(料 金の算定)(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につ き、1予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわ せて算定するものとし、当該予備送電サービスの取扱いは、(1)、(2)、 (3)、(4)、(5)イおよび(5)ロに準ずるものといたします。

23 系統連系受電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業,当社以外の一般送配電事業,特定送配電事業または自己 等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたしま す。ただし、当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2) 系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は、次によって受電地点ごとに、発電 バランシンググループごとに定めます。

- イ 発電場所が1発電バランシンググループに属している場合
 - (イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適 用されている場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

- ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
 - (イ) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適 用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は,同 時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から,発電設 備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は,1 接続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし,差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は,零といたします。

- ハ イおよびロにおいて、系統連系受電課金対象電力の算定上、次のもの についても接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。
 - (4) 臨時接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。) 1キロワット
 - (1) 接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10 アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

- (ハ) 接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1 キロボルトアンペア
- (二) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) 1キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総

容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(本) 附則4 (揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置)の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力 (揚水発電設備または蓄電池〔以下「揚水発電設備等」といいます。〕に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は, 1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。)1キロワット

(3) 系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は、受電地点ごとに、発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率 化割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく 発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する 場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電 電力量等が零であるときに限ります。)の基本料金は、半額といたしま す。

系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき

80円42銭

ロ電力量料金

電力量料金は、その1月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

ハ 系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は、基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引 (以下「系統設備効率化割引A」といいます。)および特別高圧系統設 備効率化割引(以下「系統設備効率化割引B」といいます。)とし、受 電地点ごとに、発電バランシンググループごとに、次により算定いたし ます。

(4) 適 用

a 系統設備効率化割引A

受電地点について当社が選定した変電所等(以下「連系変電所等」といいます。)が割引対象変電所等(別表2〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分A-1, A-2またはA-3に該当する変電所等といたします。)の場合に適用いたします。

なお,連系変電所等は,あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b 系統設備効率化割引B

低圧または高圧で受電する場合で、連系変電所等が割引対象変電 所等(別表2[系統設備効率化割引の対象変電所等](1)に定める 割引区分B-1またはB-2に該当する変電所等といたします。) のときに適用いたします。

なお,連系変電所等は,あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(中) 系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は、 a の系統設備効率化割引 A 単価および b の系統設備効率化割引 B 単価を合計した値といたします。

a 系統設備効率化割引A単価

系統設備効率化割引Aに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。

(a) 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単	価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-1の場合	4	2円25銭
	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-2の場合		8円80銭
	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-3の場合		4円40銭

(b) (a) 以外の場合

	連系変電所等	単 価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-1の場合	42円25銭
	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-2の場合	17円60銭
	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分A-3の場合	8円80銭

b 系統設備効率化割引B単価

系統設備効率化割引Bに係る単価とし、1月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単 価
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等) (1)の割引区分B-1の場合	33円36銭
	別表 2 (系統設備効率化割引の対象変 電所等)(1)の割引区分B-2の場合	13円66銭

(ハ) 系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は,(2)の系統連系受電課金対象電力に(ロ)の

系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし、まったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、その1月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。)の系統設備効率化割引額は、半額といたします。

ニその他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は, 1円と し、その端数は、切り捨てます。

24 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適 用

発電バランシンググループにおいて、42(受電および供給の中止または 給電指令の実施にともなう金銭決済)(2)により補給される電気を使用さ れていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(4) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計 画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に 適用いたします。

(1) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの発電量調整 受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電 力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は,一般送配電事業託 送供給等約款料金算定規則(以下「託送供給等約款料金算定規則」と いいます。)第27条にもとづきインバランス料金として算定される金 額に消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地 方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいま す。)を加えた金額とし,当社が30分ごとに設定するものといたしま す。

口 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(4) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計 画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電 気に適用いたします。

(1) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの発電量調整 受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電 力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は, 託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ごとに設定するものといたします。

25 接続対象計画差対応電力

(1) 適 用

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)

- (1)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
- (2) 接続対象計画差対応電力
 - イ 接続対象計画差対応補給電力
 - (4) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(1) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対 応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用し てえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

- 口 接続対象計画差対応余剰電力
 - (4) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(中) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対 応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用し てえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

26 需要抑制量調整受電計画差対応電力

(1) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

- (2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力
 - イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力
 - (4) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(1) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画 差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計と いたします。 (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は, 託送供給等約 款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される 金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ごとに設定する ものといたします。

口 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(4) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(1) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画 差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計と いたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は,託送供給等約 款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される 金額に消費税等相当額を加えた金額とし,当社が30分ごとに設定する ものといたします。

27 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決

済)(1)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

口 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量に二の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、32(電力および電力量の 算定)(22)により30分ごとに算定された値といたします。

二 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は,託送供給等約款料金算定規則第27条 にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を 加えた金額とし,当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済) (2)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

口 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量に二の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその 1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、32(電力および電力量の

算定)(20)により30分ごとに算定された値といたします。

二 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定規則第27条 にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を 加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただ し、41(給電指令の実施等)(2)ホの場合で、当社の電力系統における 電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過 し、または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前 提として連系を行なった発電設備等(以下「ノンファーム電源」といい ます。) に対して出力の抑制を実施したときは、42(受電および供給の 中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)(2)により補給される 電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場に おける30分ごとの売買取引の価格(売買取引に係る電力の受渡しが連系 設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域におい て売買取引を行なうものに限ります。) に消費税等相当額を加えた金額 とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。また、当社が指定 する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等 (以下「ファーム電源」といいます。) であって別途当社と給電指令時 補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約による ものといたします。

IV 料金の算定および支払い

28 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

29 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったもの とされる日といたします。

(1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした 日(当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月 一定の日[以下「検針の基準となる日」といいます。] および休日等を考 慮して定めます。) に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事 情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針するこ とがあります。

なお、高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高圧で供給する場合で20 (接続送電サービス) (2)口によって契約電力を定めるとき、または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

また,受電地点および供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は,受電地点における検針日と供給地点における検針日は,原則として同一の日といたします。

- (2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した 日から、その直後の当該受電地点または供給地点の属する検針区域の検 針日までの期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめ契約者または発電契約者 の承諾をえたとき。
- (4) (3) イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5)(3)口またはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったも

のといたします。

30 料金の算定期間

- (1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。
 - イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「供給側検針期間」といいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
 - コ 当社があらかじめ契約者に計量日(接続供給の場合,電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。)をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「供給側計量期間」といいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
 - ハ 定額接続送電サービスの料金または32 (電力および電力量の算定) (27)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
- (2) 系統連系受電サービス料金の算定期間は、次によります。

- イ 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「受電側検針期間」といいます。)といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ロ 当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日(発電量調整供給の場合,電力量または最大連系電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。)をお知らせした場合は、イにかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「受電側計量期間」といいます。)といたします。ただし、発電契約者が受電地点を新たに設定し、または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金, 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金, 接続対象計画差対応補給電力料金, 接続対象計画差対応余剰電力料金, 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金, 需要抑制量調整受電計画差対応為剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は, 毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし, 接続供給, 発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し, または接続供給契約, 発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は, 開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間(ただし, 特別の事情がある場合は, 契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。) といたします。

31 計 量

- (1) 受電地点ごとの発電量調整受電電力量および最大連系電力等は,原則として,受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で,供給地点ごとの接続供給電力量および最大需要電力等は,原則として,供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 技術上,経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

32 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量に2を乗じてえた値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

30分ごとの発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合,受電地 点ごとに,その30分の受電地点で計量された電力量といたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合,その 30分の受電地点で計量された電力量(受電地点が複数ある場合は,その 合計値といたします。)といたします。
- ハ 系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は、その30分の受 電地点で計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間の発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに、30分ごとの発電量調整受電電力量を、料金の算定期間(ただし、発電契

約者が受電地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の 検針日から消滅日までの期間といたします。) において合計した値とい たします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は, (4)の発電量調整受電計画電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

- イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合,受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で,発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし,別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表7(発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりといたします。
- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合,受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合は,その合計値といたします。)で,発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし,別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は,別表7(発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する

取扱い)(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

30分ごとの接続受電電力量は、その30分の(12)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 接続供給電力

接続供給電力は、(8)の30分ごとの接続供給電力量に2を乗じてえた値とし、供給地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(8) 接続供給電力量

30分ごとの接続供給電力量は、その30分の供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間(ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

なお,時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は,供給地点ごとに,30分ごとの接続供給電力量を,時間帯ごとに,料金の算定期間(ただし,契約者が供給地点を消滅させる場合で,特別の事情があるときは,直前の検針日から消滅日までの期

間といたします。)において合計した値といたします。ただし,20 (接続送電サービス)(3)イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は,その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いたものといたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は,(10)の30分ごとの接続対象電力量に2を乗じてえた値とし,30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたは口によって算定された値(供給地点が複数ある場合は、その合計値といたします。)といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の算式により算定された値といたします。

接続供給電力量 × <u>1</u> 1-損失率(33[損失率]に定める損失率といたします。)

- ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(16)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)または(ロ)により算定された値といたします。
 - (4) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として, (14)イを適用している場合は, a または b によって算定された値

- a 1ベースラインに係る需要場所を単一とする場合
 - (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

- b 1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合
 - (a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損

失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当 該 需 要 場 所 に 係 る _ 需要抑制量調整 (d)によって算定された値の合計値 _ 受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整 受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a) および(c) にいう(d) によって算定された値とは、次の算式 により算定された値といたします。

接続供給電力量 × 1 1-損失率(33[損失率]に定める損失率といたします。)

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受 電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(14)口を適用している場 合は、次の算式により算定された値

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(11) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(12)の接続対象計画電力量に2を乗じてえた値と し、30分ごとに算定いたします。

(12) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点 が複数ある場合は、その合計値といたします。)で、契約者があらかじめ 電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたしま す。ただし、別表9 (需要計画・調達計画・販売計画) に定める当日計画 の需要想定値に対する取引計画(調達計画から販売計画を差し引いたもの といたします。)が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表 7 (発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調 整受電計画電力量に関する取扱い)(2)のとおりといたします。

(13) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(14)の需要抑制量調整受電電力量に2を乗 じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は,30分ごとに,需要場所ごとに,あらかじめ定めたイまたは口によって算定された値といたします。

- イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計 画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を 算定する場合は、次の算式により算定された値
 - (イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で 修正した値の合計値といたします。)が、ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 = 0

(ロ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)がベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整 = ベース - 接続供給 × 1 受電電力量 = ライン - 電力量 × 1-損失率(33[損失率)に定める損失率といたします。) (ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量 = 需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は、次の算式により算定された値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。)といたします。ただし、算定された値が零を下回る場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は, (16)の需要抑制量調整受電計画電力量 に2を乗じてえた値とし, 30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は,当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で,需要場所ごとに,需要抑制契約者が

あらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(3)のとおりといたします。

(17) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと(15 [契約および託送供給等の単位](3)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。)に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(18) 最大連系電力等

最大連系電力等は、次のとおりといたします。

イ 低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ 高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

(19) 最大需要電力等

最大需要電力等は、次のとおりといたします。

イ 低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。

なお,当社が分割接続供給を行なう供給地点における,それぞれの契約者に係る最大需要電力等は,次のとおりといたします。

(イ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(イ)により当社が分割接続 供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は,それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値 等といたします。

- (p) 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(p)により当社が分割接続 供給を行なう場合
 - a 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と 一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし、需要追随供給者に係る最大需要電力等は、当該供給地点における最大需要電力等から、非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値とい

たします。

b 当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る 接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を 下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は,当該供給地点における最大需要電力等とし,需要追随供給者に係る最大需要電力等は, 零といたします。

(ハ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は,それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランシンググループご とにイまたは口によって算定された値の合計値といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合は,(2) イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通 知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに, 30分ごとに,次の算式により算定された値といたします。ただし,発電 量調整受電計画差対応補給電力量の算定上,調整電源の故障等が発生し た場合を除き,(2)イにかかわらず,その30分ごとの発電量調整受電計 画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 対 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

- ロ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は、次 の(イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された値といたします。
 - (4) (2) ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4) ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。

(p) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)口にかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応補給電力量 受電計画電力量 受電電面力量

- a 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電 指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑 制を実施した場合
- b 41 (給電指令の実施等) (2)イの場合で,原則として30分ごとの 実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備

等に対してあらかじめ当社が指定した送電線1回線,変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断(以下「N-1電制」といいます。)を実施したとき。

- c 41 (給電指令の実施等) (2) ホの場合で,発電量調整供給に係る 発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
- d 41 (給電指令の実施等) (2)への場合で、ファーム電源に対して 出力の抑制を実施したとき。
- (ハ) 次の場合で、給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)口にかかわらず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次により算定された値といたします。
 - a 41 (給電指令の実施等) (2)イ,ロ,ハまたはトの場合の給電指令等および41 (給電指令の実施等) (2)ホの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量(41[給電指令の実施等](2)ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。)を下回る場合
 - 41 (給電指令の実施等)(2) ホによって出力の抑制を実施した

場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の算式により算定された値とし、41(給電指令の実施等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

 発電量調整受電計画差
 = 発 電 量 調 整
 = 発 電 量 調 整

 対 応 補 給 電 力 量
 = 受電計画電力量
 = 受 電 電 力 量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)ホ - 発電量調整 対応補給電力量 = 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

b ファーム電源に対して、41(給電指令の実施等)(2)イ、ロ、ハ またはトの場合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)へ の場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合 (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(41 [給電指令の実施等](2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。)を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は、次の算式により算定された値とし、41(給電指令の実施 等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合 の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量 は、零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応補給電力量 受電計画電力量 受電電面力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量 とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって 出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受 電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値といた します。 発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- c ノンファーム電源であり、かつ、当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して、41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)トの場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施 等)(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給 に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたしま す。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 水 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合
 - 41 (給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した

場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量とし,41(給電指令の実施等)(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 - による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- d 41(給電指令の実施等)(2)ホの場合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合
 - 41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施 等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給 に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたしま す。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 水 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引

いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量とし,41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- e 41 (給電指令の実施等) (2)イ,ロ,ハまたはトの場合の給電指令等,41 (給電指令の実施等) (2)ホの場合の給電指令等および41 (給電指令の実施等) (2)への場合の給電指令等により,同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量を下回る場合
 - 41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受

電計画差対応補給電力量は、零といたします。

 発電量調整受電計画差
 = 発電量調整
 = 発電量調整
 = 発電量調整
 = 発電量調整
 = 光電量調整
 = 光電量調整
 = <td

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り、かつ、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量に41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量とし,41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 ・ 受電計画電力量 ・ による出力抑制対象電力量 ・ 受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し 引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象 電力量に41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力 量を加えた値と一致または上回る場合

41 (給電指令の実施等) (2) ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41 (給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量とし,41 (給電指令の実施等) (2) へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41 (給電指令の実施等) (2) へによる出力抑制対象電力量とし,41 (給電指令の実施等) (2) イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 — 41 (給電指令の実施等) (2)ホ — 41 (給電指令の実施等) (2)ホ — 発電量調整 対応補給電力量 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 による出力抑制対象電力量 受電電力量

(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランシンググループご とにイまたは口によって算定された値の合計値といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合は,(2) イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通 知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに, 30分ごとに,次の算式により算定された値といたします。ただし,発電 量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,調整電源の故障等が発生し た場合を除き,(2)イにかかわらず,その30分ごとの発電量調整受電計 画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応余剰電力量 受電電力量 受電計画電力量

発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は, (2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより 通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るとき に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、 当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時 補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施 し、給電指令時補給を行なった場合、41(給電指令の実施等)(2)イの 場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電 量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制を実施し、給電指令時 補給を行なったとき、41(給電指令の実施等)(2)ホの場合で、発電量 調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補 給を行なったときまたは41(給電指令の実施等)(2)への場合で、ファ ーム電源に対して出力の抑制を実施し、給電指令時補給を行なったとき は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)口にかかわら ず、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電 地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場 合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応 補給電力量の算定上,当該受電地点のみによる発電バランシンググルー プが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力 量の算定は、(20)口によるものといたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応余剰電力量 受電電力量 受電計画電力量

(22) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域内で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量=接続対象電力量-接続対象計画電力量

(23) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(8)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域内で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量=接続対象計画電力量-接続対象電力量

(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、イまたは口によって算定された値の合計値といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で、(14)イまたは口にかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを 適用している場合で、30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零 となるときは、次の算式により算定された値といたします。

ロ イ以外の場合は、次の算式により算定された値といたします。

需要抑制量調整受電 = 需要抑制量調整 - 需要抑制量調整 計画差対応補給電力量 受電計画電力量 受 電 電 力 量

(25) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は,30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に,需要抑制バランシンググループごとに,30分ごとに,次の算式により算定された値の合計値といたします。ただし,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で,(14)口にかかわらず,当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が,ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは,当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

- (26) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表8(電力量の協定)を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。
- (27) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き,技術上,経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で,計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は,別表8(電力量の協定)を基準として,あ

らかじめ契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は,双方の契約者と 当社との協議といたします。)によって定めます。この場合,協議により 定めた値を,供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたし ます。

- (28) 29 (検針日) (2)または(3)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量、最大連系電力等または最大需要電力等は、別表8 (電力量の協定)を基準として、原則として、契約者または発電契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。)によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量、最大連系電力等または最大需要電力等といたします。
- (29) 15 (契約および託送供給等の単位) (1)において, 1需要場所または1 発電場所につき,複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行な う場合で,特別の事情があるときは,その需要場所または発電場所におけ る30分ごとの電力および電力量は,計量器ごとに計量された電力および電 力量をそれぞれ30分ごとに合計して算定された値とすることがあります。

(30) その他

イ 受電地点において、他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとの受電地点で計量された電力量を原則として39(託送供給等の実施)によりあらかじめ定められたその30分の電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし、発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により、発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で、当社が適当と認めるときは、30分ごとの受電地点で

計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合、 仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は、契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお,30分ごとに,受電地点において計量された電力量の仕訳を行な う場合は,電力および電力量の算定上,仕訳後の電力量を受電地点で計 量された電力量とみなします。

- ロ 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は、次により仕訳いたします。この場合、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。
 - (イ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(イ)により当社が分割接続 供給を行なう場合
 - a 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量 された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたしま す。
 - b 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場 合

非需要追随供給者に係る電力量は,通告電力量とし,需要追随供 給者に係る電力量は,次の式によります。

需要追随供給者 = 供給地点で計量 - 通告電力量 に係る電力量 された電力量

- (p) 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(p)により当社が分割接続 供給を行なう場合
 - a 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として、非需要追随供給者に係る電力量は、供給地点で計量 された電力量とし、需要追随供給者に係る電力量は、零といたしま す。
 - b 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は,ベース電力量とし,需要追随 供給者に係る電力量は、次の式によります。

需要追随供給者 = 供給地点で計量 - ベース電力量 された電力量

(ハ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし、34 (料金の算定) (11)または(12)にもとづき料金の調整を行な うために、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送 電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電 サービス料金を算定するときには、電力および電力量の算定上、仕訳前 の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

ハ 計量器の故障等により電力量,最大連系電力等または最大需要電力等 を正しく計量できなかった場合または電力量の算定に計量値等を用いる ことが適当でない場合には、別表8(電力量の協定)を基準として、電 力量,最大連系電力等または最大需要電力等は,契約者または発電契約者と当社との協議(分割接続供給の場合は,双方の契約者と当社との協議といたします。)によって定めます。ただし,その1月の電力量の合計が計量できている場合で,30分ごとの電力量を正しく計量できなかったときまたは計量情報等を伝送することができなかったときは,30分ごとの電力量は,原則として,別表8(電力量の協定)(3)を基準として定め,定めた値を,受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

二 受電地点または供給地点ごとの計量等の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお,発電者への受電地点の計量等の結果のお知らせは,発電契約者 を通じて行ないます。

33 損 失 率

損失率は,次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.1パーセント
高圧で供給する場合	3.8パーセント
特別高圧で供給する場合	2.5パーセント

34 料金の算定

(1) 送電サービス料金,系統連系受電サービス料金,発電量調整受電計画差対応補給電力料金,発電量調整受電計画差対応余剰電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応余剰電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 接続供給,発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し,ま たは接続供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約もしくは需 要抑制量調整供給契約が消滅した場合
- ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、 もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合
- ハ 発電契約者が受電地点を新たに設定し、受電地点からの発電量調整供 給を再開し、もしくは停止し、または受電地点を消滅させる場合
- 二 接続送電サービスの種別,臨時接続送電サービスの種別,予備送電サービスの種別,接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流,臨時法院送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約電力,予備送電サービス契約電力,予備送電サービス契約電力,ピークシフト電力,契約受電電力,同時最大受電電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ホ 30 (料金の算定期間) (1) イまたは(2) イの場合で供給側検針期間または受電側検針期間の日数がその供給側検針期間または受電側検針期間の 始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し,5日を上 回り、または下回るとき。
- へ 30 (料金の算定期間) (1) ロまたは(2) ロの場合で供給側計量期間または受電側計量期間の日数がその供給側計量期間または受電側計量期間の 始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し,5日を上回り,または下回るとき。
- ト 分割接続供給を開始し、または解消したとき。

- (2) 当社は、(1)ロ、ハ、ニ、ホ、へまたはトの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額について、次の算式により日割計算をいたします。
 - イ 基本料金, 定額接続送電サービスの接続送電サービス料金または予備 送電サービス料金を日割りする場合
 - 1月の該当料金 × <u>日割計算対象日数</u> 供給側検針期間または受電側検針期間の日数

ただし、(1) ホまたはへに該当する場合は、

1月の該当料金 × <u>日割計算対象日数</u> 暦 日 数

といたします。

- ロ ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合
 - 1月の該当割引額 × <u>日割計算対象日数</u> 供給側検針期間または受電側検針期間の日数

ただし、(1) ホまたはへに該当する場合は、

1月の該当割引額 × <u>日割計算対象日数</u> 暦 日 数

といたします。

(3) (1) ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また,(1)ニの場合により日割計算をするときは,変更後の料金は,変 更のあった日から適用いたします。

(4) (1) ハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には発電 契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および 消滅日を除きます。

また,(1)ニの場合により日割計算をするときは,変更後の料金は,変更のあった日から適用いたします。

- (5) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2) イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から、その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者または 発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたしま す。

- (6) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または32 (電力および電力量の算定) (27)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2) イおよび口にいう供給側検針期間の日数は、(5) に準ずるものといたします。この場合、(5) にいう検針日は、その供給地点の属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。
- (7) 30 (料金の算定期間) (1) ロまたは(2) ロの場合は, (2) イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は,供給側計量期間または受電側計量期間の日数といたします。ただし,契約者が供給地点を新たに設定し,もしくは供給地点を消滅させる場合,または発電契約者が受電地点を新たに設定し,もしくは受電地点を消滅させる場合の(2) イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は,(5) に準ずるものといたします。この場合,(5) にいう検針日は,計量日といたします。
- (8) 契約者が供給地点を新たに設定し、もしくは供給地点を消滅させる場合、または発電契約者が受電地点を新たに設定し、もしくは受電地点を消滅させる場合の(2) イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日 (その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検 針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。)の 属する月の日数といたします。

ロ 供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日 (消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期 に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

- (9) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。
 - イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後 の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するとき は、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (10) 供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2) イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み、接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
- (11) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。
 - イ 15 (契約および託送供給等の単位) (2) イにより当社が分割接続供給 を行なう場合

- (4) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給 地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス 料金を上回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サ ービス料金から差し引きます。
- (p) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は、その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。
- ロ 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロにより当社が分割接続供給 を行なう場合
 - (イ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給 地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス 料金を上回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続 送電サービス料金から差し引きます。
 - (ロ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が、1供給 地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス 料金を下回る場合は、その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続 送電サービス料金に加算いたします。
- (12) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(11)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において、予備送電サービスをあわせて適用し、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、

1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、(II)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

35 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、当該日程等別料金に係る19(料金)(1)ロに定める供給側料金算定日に発生するものといたします。
- (2) 系統連系受電サービス料金の支払義務は、当該系統連系受電サービス料金に係る19(料金)(3)口に定める受電側料金算定日に発生するものといたします。
- (3) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金,発電量調整受電計画差対応余 剰電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応余剰 電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整 受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務 は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日 (営業日は当社が定めます。) に発生いたします。ただし、32(電力およ び電力量の算定)(30)ハの場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日 以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。
- (4) (1)の日程等別料金, (2)の系統連系受電サービス料金または(3)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金,接続対象計画差対応補給電力料金,需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は,次の場合を除き,支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただきます。ただし,支払期日が金融機関の休業日の場合は,支払期日を直後の金融機関の休業日でない日まで延期するものといたします。

- イ 58 (解約等) (1)により解約となった場合
- ロ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が振り出しもしく は引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を 受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始,再生手続き開始,更生手続き開始,特別清算開始もしくはこれらに 類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- 二 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が強制執行または 担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納 処分を受けた場合
- へ その他の理由で契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者に 明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め,その 旨を当社が契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者に通知し た場合
- (5) 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。
 - イ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で,かつ,支払いがなされていない料金(支払期日を超過していない料金に限ります。)については,契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし,契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日

が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日 の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が(4)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については,支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(4)イからホまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

(6) 当社は、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応 余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払 期日までにお支払いいたします。ただし、支払期日が金融機関の休業日の 場合は、支払期日を直後の金融機関の休業日でない日まで延期するものと いたします。

36 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 契約者の料金および工事費負担金その他については、そのつど、当社 が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により支払って

いただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる 支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものと いたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算 して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額 に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当 たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

- ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 発電契約者の料金については毎月,工事費負担金その他についてはそ のつど,当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等に より支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる 支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたも のといたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算

して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

- ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (3) 発電者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 発電者の料金については、ロによって支払われる場合を除き、そのつ ど、発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金に ついてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への 振込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお、引き渡しにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ 次の場合には、発電者の料金について、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

- (4) 発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合
- (p) 発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約 に係る料金を上回る場合で、発電契約者と発電者および発電契約者と

当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

- (ハ) その他当社が必要と認めた場合
- ハ 発電者の料金について、支払いは、次のときになされたものといたします。
 - (4) イの場合、発電者から発電契約者に支払われたとき。
 - (p) ロの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる場合,発電者がその金融機関に払い込まれたとき。
- 二 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

- ホ 発電者の料金は、原則として、支払義務の発生した順序で支払ってい ただきます。
- へ この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金,延滞利息および契約超過金以外の債務(保証金,違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)についてはそのつど,当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により発電者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電者の負担といたします。

- (4) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 需要抑制契約者の料金については毎月,当社が指定した金融機関を通 じて当社銀行口座への振込み等により支払っていただきます。

なお,支払いにともなう費用は,需要抑制契約者の負担といたします。

- ロ イの当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みによる 支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされ たものといたします。
- ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また,延滞利息は,原則として,需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて 需要抑制契約者から支払っていただきます。

- ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社の料金その他の支払方法は、次によります。
 - イ 当社の料金については毎月,契約者,発電契約者または需要抑制契約者が指定した金融機関の銀行口座への振込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社の負担といたします。

- ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされた ものといたします。
- ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合,当社は,支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで,料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して,年10パーセント(閏年の日を含む期間についても,365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者,発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる 料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払い いたします。

37 保証金

- (1) 契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、 契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または接続供給 継続の条件として、それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこ えない範囲で保証金を預けていただきます。
 - (イ) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - (p) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって,32 (電力および電力量の算定)(22)によって算定された値が著しく大きい場合または32 (電力および電力量の算定)(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定さ

れる場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不 適当と認められ、43 (適正契約の保持等) (3)によって当社が使用状 態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、そ の求めに応じていただけないとき。

- (ハ) 新たに接続供給を希望され、または契約電力等を増加する場合
- ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。
- ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、二により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- 二 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお 料金を支払われなかった場合には、保証金を契約者の支払額に充当する ことがあります。この場合、当社は、あらためてイによって算定した金 額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- ホ 当社は、保証金について利息を付しません。
- へ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金を契約者にお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (2) 発電契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかった発電契約者、または新たに発電量調整供給を希望され、もしくは契約受電電力等を増加する発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または発電量調整供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがありま

す。

- ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためてイによって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が 消滅した場合には、保証金を発電契約者にお返しいたします。ただし、 ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (3) 発電者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかった発電者、または新たに受電地点の設定を希望され、もしくは同時最大受電電力を増加する発電者から、系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって、または系統連系受電サービス継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
 - ハ 当社は、系統連系受電契約が消滅した場合または支払期日を経過して

なお料金を支払われなかった場合には、保証金を発電者の支払額に充当 することがあります。この場合、当社は、あらためてイによって算定し た金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には、保証金を発電者にお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (4) 需要抑制契約者の場合は、次によります。
 - イ 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかった需要抑制契約者,または新たに需要抑制量調整供給を希望される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または需要抑制量調整供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - ロ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、ハにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらた めて2年以内の預かり期間を設定いたします。
 - ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払期日を経 過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金を需要抑制契約者 の支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためてイ によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことが あります。
 - ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
 - ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契 約が消滅した場合には、保証金を需要抑制契約者にお返しいたします。

ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

38 連帯責任

1接続供給契約において契約者が複数となる場合,接続対象計画差対応補 給電力料金,給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約 の履行に関する事項(接続送電サービス料金,臨時接続送電サービス料金, 予備送電サービス料金,契約超過金,違約金または工事費負担金等に係る金 銭債務を除きます。)については,複数の契約者全員が連帯して責任を負う ものといたします。

V 供 給

39 託送供給等の実施

- (1) 接続供給の場合
 - イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
 - (イ) 契約者は、別表9 (需要計画・調達計画・販売計画) に定める翌日 計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致 するようにしていただきます。
 - (n) 契約者は、別表9 (需要計画・調達計画・販売計画) に定める翌日 計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画 (調達計画から販 売計画を差し引いたものといたします。) が30分ごとに別表9 (需要 計画・調達計画・販売計画) に定める翌日計画および当日計画の需要 想定値と一致するようにしていただきます。
 - ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表9(需要計画・調達計画・販売計画)のとおりといたします。また、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
 - ハ 15 (契約および託送供給等の単位) (2)イ(4)により当社が分割接続供給を行なう場合, 9 (検討および契約の申込み) (4)イ(ワ) c の契約者は, 分割接続供給の実施に先だち, 通告電力量を当社所定の様式により

電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお,通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって 定めます。

また,当社は,契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には,すみやかに適正なものに修正していただきます。

- 二 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて口に定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- 本 契約者は、口もしくは二で通知した計画またはハで通知した通告電力 量を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域 的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- へ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。
- ト 当社は、41(給電指令の実施等)および82(保安等に対する発電者および需要者の協力等)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および需要者と申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

- イ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ロ 契約者は、イで通知した計画を変更する必要が生じた場合には、すみ やかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知して いただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

- イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
 - (イ) 発電契約者は、別表10 (発電計画・調達計画・販売計画) に定める 翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに 販売計画の値と一致するようにしていただきます。
 - (n) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
- ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画 および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じ て当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画、調 達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10(発電計画・調達計画・販売計画)のとおりといたします。また、当社は、発電 契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認めら れる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- ハ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて口に定める内容以外 の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力広域 的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- 二 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された 計画について調整を行なうことがあります。
- 本 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、原則として、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

へ 発電契約者は、口もしくはハで通知した計画またはホで通知した順位 を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広域的 運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

- ト 41(給電指令の実施等)および82(保安等に対する発電者および需要者の協力等)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電契約者および発電者と申合書を作成いたします。
- (4) 需要抑制量調整供給の場合
 - イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。
 - (イ) 需要抑制契約者は、別表11 (需要抑制計画・調達計画・販売計画・ ベースライン) に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ご とに販売計画の値と一致するようにしていただきます。
 - (n) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表 11 (需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン) に定める翌 日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただき ます。
 - ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場

合,原則として,需要抑制計画,調達計画,販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)のとおりといたします。また,当社は,需要抑制契約者が通知した需要抑制計画,調達計画,販売計画またはベースラインが不適当と認められる場合には,すみやかに適正なものに修正していただきます。

- ハ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容 以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を、原則として電力 広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ニ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。
- ホ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制 量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、 ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳 に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただき ます。
- へ 需要抑制契約者は、ロもしくはハで通知した計画またはホで通知した 順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに、原則として電力広 域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

40 受電および供給の中止

当社は、非常変災の場合、当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止することがあります。

41 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、39(託送供給等の実施)(3)ニにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
- (2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者に発電もしくは放電を調整し、もしくは中止していただき、需要者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただき、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者に発電もしくは放電を調整し、もしくは中止していただき、需要者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただき、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。
 - イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ず るおそれがある場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事 上やむをえない場合
 - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかか わらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
 - 二 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支 障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。
 - ホ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力 系統のうち、当社の供給区域における最上位電圧から二階級の送電設備 および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統

(以下「基幹系統」といいます。)における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

- へ イおよびロ以外の場合で、送電設備および変電設備で構成される電力 系統のうち、基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連 系点に至る供給設備以外の電力系統(以下「ローカル系統」といいま す。)における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可 能な容量を超過し、または超過するおそれがあり、発電設備等の出力を 抑制する必要が生じたとき。
- ト その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロ、ホ、へまたは トのときには、発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制 限し、もしくは中止していただき、または振替供給もしくは発電量調整供 給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって 発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場 合は、この限りではありません。

42 受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済

(1) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る 振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給 の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止され た場合(会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算 定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。) は、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより小売電気事業、特 定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、不足電力を補給いたします。

- (2) 当社は、発電量調整供給において、40 (受電および供給の中止)または 41 (給電指令の実施等)(2)によって、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し、または中止した場合は、当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間、これにより小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、低圧で受電する場合を除き、不足電力を補給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合(当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。)は適用いたしません。
- (3) 当社は、40(受電および供給の中止)または41(給電指令の実施等) (2)もしくは(3)によって、契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者からの受電または契約者、発電契約者もしくは需要抑制契約者への供給を中止し、または発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (4) 22(予備送電サービス)に対する利用の制限または中止についても、これにともなう料金の減額は行ないません。
- (5) 当社は、41 (給電指令の実施等)(2)イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制を実施したときは、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量(以下「N-1電制時調達不足電力量」といいます。)の調達に要した費用の実費相当額に、N-1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から、N-

1 電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1 電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1 電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

43 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力を こえる場合は、契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正な ものに変更していただきます。
- (3) 当社は、32 (電力および電力量の算定)(22)もしくは(23)、32 (電力および電力量の算定)(20)イもしくは(21)イ、32 (電力および電力量の算定)(20)ロもしくは(21)ロ、32 (電力および電力量の算定)(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合(いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。)または32 (電力および電力量の算定)(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合に要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合に

は、使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なも のに変更していただきます。

44 契約超過金

(1) 契約者が接続送電サービス契約電力, 臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には, 当社の責めとなる理由による場合を除き, 当社は, 契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの(予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用された場合は, 力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5倍に相当する金額を, 契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力 または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また、当社が分割接続供給を行なう供給地点において、いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合は、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて、34(料金の算定)(11)、(12)または(13)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し、それぞれの契約者に係る接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電

サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは、34(料金の算定)(11)、(12)または(13)に準じて契約超過金の調整を行ないます。

(2) 発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当 社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過受電電力に系統 連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額 を、契約超過金として発電者から申し受けます。

なお,この場合,契約超過受電電力は,次によって受電地点ごとに,発 電バランシンググループごとに定めます。

- イ 発電場所が1発電バランシンググループに属している場合
 - (4) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス 契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を 行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続 送電サービス契約電力といたします。)を上回る場合または発電設備 等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されてい る場合

その1月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

(p) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス 契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を 行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続 送電サービス契約電力といたします。)を下回る場合

その1月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割

接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその 1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を差し引いた値と いたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金 を申し受けません。

- ロ 発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
 - (イ) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス 契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を 行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続 送電サービス契約電力といたします。)を上回る場合または発電設備 等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されてい る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の 最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大 受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値とい たします。

(p) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス 契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を 行なう場合は、1接続送電サービスを適用したときのその1月の接続 送電サービス契約電力といたします。)を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は、その1月の 最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備 等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備 等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接 続送電サービスを適用したときのその1月の接続送電サービス契約電 力といたします。)を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

- ハ イおよびロにおいて、契約超過受電電力の算定上、次のものについて も接続送電サービス契約電力1キロワットとみなします。
 - (4) 臨時接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。) 1キロワット
 - (ロ)接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約電流10 アンペア

ただし、接続送電サービス契約電流が5アンペアの場合は、0.5キロワットとみなし、15アンペアの場合は、1.5キロワットとみなします。

- (ハ)接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量1 キロボルトアンペア
- (二) 電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) 1キロボルトアンペア

ただし、電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 附則4 (揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置)の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力

(揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行な う場合は、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用 したときの接続供給課金対象電力といたします。) 1キロワット

(3) 契約超過金の支払期日および支払方法については、次のとおりといたします。

イ 契約者の場合

契約電力をこえて使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金(該当する日程等別料金がない場合は、供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。)の支払期日までに契約者から支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の 翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当 額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者か ら申し受けます。

ロ 発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金(該当する系統連系受電サービス料金がない場合は、受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。)の支払期日までに、発電者から支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の 翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当 額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電者から申し受けます。

45 力率の保持

- (1) 低圧で供給する場合
 - イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。
 - ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお,進相用コンデンサは,別表12(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

- (2) 高圧または特別高圧で供給する場合
 - イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお,進相用コンデンサの開放,自動的に力率を調整する装置の設置 等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただく

ことがあります。

なお,この場合の当該供給地点の1月の力率は,必要に応じて契約者 と当社との協議(分割接続供給の場合は,双方の契約者と当社との協議 といたします。)によって定めます。

46 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(託送供給または電力量調整供給の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点もしくは供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計,施工,改修または検査
- (2) 82 (保安等に対する発電者および需要者の協力等) によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者または需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 48 (託送供給等の停止), 56 (契約の廃止) または58 (解約等) により 必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供

給契約、系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約の成立、変更 もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確 認に必要な業務

47 託送供給等にともなう技術要件等

- (1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは 妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工 作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合 の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないま す。)には、接続供給契約または振替供給契約については契約者の負担 で、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置 または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくものとし、 とくに必要がある場合には、接続供給契約または振替供給契約については 契約者の負担で、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当 社は、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) 発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連 系サービス要綱によります。

48 託送供給等の停止

- (1) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には,当社は,託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
 - イ 契約者,発電契約者,発電者または需要者の責めとなる理由により生 じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、ま たは亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 65 (引込線の接続) に反して、当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合
- (2) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当し,当 社がその旨を契約者,発電契約者,発電者または該当する者に警告しても 改めない場合には,当社は,託送供給または発電量調整供給を停止するこ とがあります。
 - イ 契約者,発電契約者,発電者または需要者の責めとなる理由により保 安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用,電気を使用 または発電もしくは放電された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - 二 動力標準接続送電サービス,動力時間帯別接続送電サービス,動力従 量接続送電サービス,動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接 続送電サービスの場合で,変圧器,発電設備等その他を介して,電灯ま たは小型機器を使用されたとき。
 - ホ 46(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に反し

- て、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- へ 47 (託送供給等にともなう技術要件等) によって必要となる措置を講 じられない場合
- (3) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当し,当 社が契約者,発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で,43(適 正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態または 発電・放電状態への変更に応じていただけないときには,当社は,託送供 給または発電量調整供給を停止することがあります。
 - イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを利用される場合, 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを利用される場合または予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用される場合
 - ロ 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる 場合
 - ハ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合(従 量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。)
- (4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には,当社は,当社の供給設備または発電者および需要者の電気設備において,託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお, 当社は, 必要に応じて, 接続供給電力または発電量調整受電電力

をしゃ断する開閉器を封印いたします。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者または発電者にお知らせすることがあります。

49 託送供給等の停止の解除

48(託送供給等の停止)によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

50 託送供給等の停止期間中の料金

48(託送供給等の停止)によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは系統連系受電サービスを利用されない場合の月額料金を34(料金の算定)により日割計算をして、料金を算定いたします。

51 違 約 金

- (1) 契約者,発電契約者,発電者または需要者が次のいずれかに該当し,そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には,当社は,その免れた金額の3倍に相当する金額を,違約金として接続供給契約については契約者から,発電量調整供給契約については発電契約者から,系統連系受電契約については発電者から申し受けます。
 - イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合
 - ロ 48 (託送供給等の停止) (2) ロ, ハまたは二の場合
- (2) (1) の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定 された金額と、不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定さ れた金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

52 損害賠償の免責

- (1) 11 (託送供給等の開始) (2) によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 40 (受電および供給の中止) によって発電契約者からの受電,契約者への供給もしくは需要抑制契約者からの受電を中止した場合,41 (給電指令の実施等) によって発電者の発電もしくは放電を調整し,もしくは中止した場合,41 (給電指令の実施等) によって需要者の電気の使用を制限し,もしくは中止した場合,または41 (給電指令の実施等) によって振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止した場合で,それが当社の責めとならない理由によるものであるときには,当社は,契約者,発電契約者,需要抑制契約者,発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 48(託送供給等の停止)によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または58(解約等)によって接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 48(託送供給等の停止)によって停止のための適当な処置を行なう旨を 文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または58(解約等)によって契約者,発電契約者もしくは需要抑制契約者が58(解約等) (1)口に該当する旨を文書等により発電者,需要者もしくは需要者と電力

需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせした場合には,当社は,契約者,発電契約者,需要抑制契約者,発電者,需要者もしくは需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の受けた損害について 賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、 契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害 について賠償の責めを負いません。

53 設備の賠償

契約者,発電契約者,発電者または需要者が故意または過失によって,発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物,電気機器その他の設備を損傷し,または亡失した場合は,その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合 修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

54 契約の変更

- (1)接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生ずる場合は,II(契約の申込み)に定める新たに接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
- (2) 契約電力等,契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は、次のとおりといたします。

ただし、当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず、発電契約者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は、正当な理由がない限り、契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ 契約者または発電契約者は、あらかじめ契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者が申し出た契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等、契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

- ロ 契約電力等,契約受電電力または同時最大受電電力は,次の場合を除き,契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
 - (イ) 当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降 に受けた場合は、申出を受けた日に契約電力等、契約受電電力または 同時最大受電電力が減少したものといたします。
 - (n) 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により契約電力等,契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は,契約電力等,契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
- (3) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりといたします。
 - イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前(記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。)までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また,廃止日は,当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契

約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

- 四 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前(記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。)までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。
- ハ イおよび口における営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知 らせいたします。
- (4) 分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、すみやかに 当社に変更を申し出ていただきます。
 - なお、分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後1年に満たない場合、9 (検討および契約の申込み) (4)イ(ワ) a , b および d の事項の変更はできないものといたします。
- (5) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を 締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がな い場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給 を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお,この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を

終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス(以下「混雑緩和プロセス」といいます。) により供給設備の変更を希望される場合で, 発電契約者が発電量調整供給契約を変更するときの(1)による発電量調整供給契約の変更は, 次のとおりといたします。

イ 事前照会の申込み

- (イ)発電契約者は、混雑緩和プロセスの概要検討(以下「概要検討」といいます。)の申込みに先だち、当社所定の様式により、混雑緩和プロセスの事前照会(以下「事前照会」といいます。)の申込みをしていただきます。
- (中) 当社は、原則として事前照会の申込みから2月以内に検討結果をお知らせいたします。

ロ 概要検討の申込み

- (4) 発電契約者は、混雑緩和プロセス開始の申込みに先だち、当社所定の様式により、イ(ロ)の検討結果をお知らせした日から2月以内に概要検討の申込みをしていただきます。
- (p) 当社は、原則として概要検討の申込みから3月以内に検討結果をお 知らせいたします。
- (ハ) 当社は、1受電地点1検討につき22万円を検討料として、概要検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。

ハ 混雑緩和プロセス開始の申込み

発電契約者が混雑緩和プロセスを希望される場合で、電力広域的運営 推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロセスに関する保証金 (以下「混雑緩和プロセスに関する保証金」といい、その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。)を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただき、ロ(ロ)の検討結果をお知らせした日から1月以内に混雑緩和プロセス開始の申込みをしていただきます。

なお、発電契約者が追加混雑緩和希望者の募集が開始された混雑緩和 プロセスへ参加を希望される場合で、混雑緩和プロセスに関する保証金 を要するときは、混雑緩和プロセスに関する保証金をお支払いいただ き、募集開始日から2月以内に応募をしていただきます。

また,混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結していただきます。

55 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者、発電 者または需要抑制契約者が、それまで接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を受けていた契約者、発電契約者、発電者 または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、 発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き接続供給もしくは振替供給、 発電量調整供給または需要抑制量調整供給を希望される場合で、当社が承諾 したときには、名義変更の手続きをいたします。この場合には、新たな契約 者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者は、その旨を当社に文書(当 社所定の様式によっていただきます。)により申し出ていただきます。

56 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合,

発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合,発電者が系統連系受電契約を廃止しようとする場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとする場合は,契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者は,あらかじめその廃止期日を定めて,当社に文書(当社所定の様式によっていただきます。)により申し出ていただきます。この場合,当社は,原則として,契約者,発電契約者または需要抑制契約者から通知された廃止期日に接続供給もしくは振替供給,発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず、発電契約者または発電者から、発電設備等の検査、補修、休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は、正当な理由がない限り、(1)にかかわらず、発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。
- (3) 接続供給契約もしくは振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は,58(解約等)および次の場合を除き,契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社が契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者の廃止通知 を廃止期日の翌日以降に受けた場合は,通知を受けた日に接続供給契約 もしくは振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または 需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により

接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は、接続供給もしくは振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 分割接続供給の場合で、いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお、一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、54(契約の変更)(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。

(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給 契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である 需要場所において締結している接続供給契約(発電設備等に係る供給地点 の接続供給契約に限ります。)が廃止されたときは、発電契約者または発 電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電 量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお、この場合には、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了 させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電 契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を

締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申 出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調 整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を 終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

57 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといた します。ただし、分割接続供給の場合は、供給地点に係る接続供給契約ご とに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流 または接続送電サービス契約容量を新たに設定し,または増加され た後1年に満たないでこれを消滅させる場合は,それまでの期間の 接続送電サービス料金について,さかのぼって,新たに設定し,ま たは増加された接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約 電流または接続送電サービス契約容量分につき,電灯標準接続送電 サービス,電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電 サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増 ししたものを適用し,動力標準接続送電サービス,動力時間帯別接 続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また, 当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力, 接続送

電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお,この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は, a および b にかかわらず精算いたしません。
- d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事 費の精算は、a, bおよび c に準ずるものといたします。
- (ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合
 - a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を精算いたします。

なお,この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- c 分割接続供給の場合は、a および b にかかわらず、次のとおりといたします。
 - (a) 契約者が、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が、1供給

地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の契約者と当社との協議によって、一方または双方の契約者から精算いたします。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力 量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分 したものといたします。

(b) 契約者が、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス実約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、79(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を、双方の

契約者と当社との協議によって,一方または双方の契約者から精 算いたします。

なお,この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電 サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといた します。

- (c) (a) または(b) で料金の精算を行なう場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と、1 供給地点につき、1 接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、34 (料金の算定)(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない、それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と、1 供給地点につき、1 予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、34 (料金の算定)(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
- (ハ) 20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点 (20 [接続送電サービス] (2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故 [停電による停止等を含みます。] により生じた不足電力分以外の供給分について、20 [接続送電サービス] (2)イ(イ)に準じて値を定める供給地点を含みます。) について、需要場所において使用される受電設備等を新たに設定し、または需要場所において使用される受電設備の総容量等を増加された後1年に満たないで接続供給契約を廃止し、または20 (接続送電サービス) (2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少される場合の料金および工事費の精算は、(イ)または(中)に準ずるものといたします。この場合、

(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、20 (接続送電サービス) (2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

- (イ) 発電契約者が契約受電電力,同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (ロ) 発電契約者が契約受電電力,同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し,または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は,当社の供給設備のうち契約受電電力,同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について,新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から,その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上となる場合は、1年以上利用される契約電力等に見合う部分の料金および工事費については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以

降に1年以上とならないことが明らかになった場合には,(1)に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は, (1)および(2)にかかわらず 精算いたしません。

58 解 約 等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約、系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約する ことがあります。

なお,系統連系受電契約を解約した場合には,当該発電場所に係る発電 量調整供給契約は変更され,または消滅するものといたします。

この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者、発電者または 需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者、発電者または需要抑制契約者が口に該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

- イ 48 (託送供給等の停止) によって接続供給もしくは振替供給または発 電量調整供給を停止された契約者,発電契約者,発電者または需要者が 当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに 該当する場合
 - (イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - (p) 発電契約者と当社が、発電者の料金、延滞利息および契約超過金の 支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支 払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

- (ハ) 他の接続供給契約(既に消滅しているものを含みます。),発電量調整供給契約(既に消滅しているものを含みます。),系統連系受電契約(既に消滅しているものを含みます。)または需要抑制量調整供給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (二) 料金以外の債務を支払われない場合
- (ホ) 当社と締結する他の契約(既に消滅しているものを含みます。)に もとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
- ハ 契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに 該当し,当社が契約者,発電契約者,発電者または需要抑制契約者にそ の改善を求めた場合で,43(適正契約の保持等)に定める適正契約への 変更および適正な使用状態,発電・放電状態または需要抑制状態への変 更に応じていただけないとき。
 - (イ) 8 (契約の要件) を欠くに至った場合
 - (p) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量と の間に著しい差が生ずるとき。
 - (ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
 - (二) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と 需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
 - (ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不適当 と認められるとき。
 - (^) 発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

- (ト) その他この約款に反した場合
- (2) 分割接続供給の場合で、一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは、当社は、原則として、他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合、当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は、54(契約の変更)(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
- (3) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合,当社が当該需要場所に係る接続供給または需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約または需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(4) 発電者がその発電場所において、その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

(5) 発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており、かつ、発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で、系統連系

受電契約を解約したときは、当該発電契約者からの申出がない場合であっても、発電量調整供給契約を変更していただくものとし、当社は、その旨を発電契約者に通知いたします。

なお,発電契約者と同一の者である発電者の場合は,当該発電契約者と の発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(6) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で、発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約(発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。また、分割接続供給の場合は、当該供給地点に係るすべての接続供給契約といたします。)が(1)によって解約されたときは、発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても、当社は、当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合,当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され、または消滅するものといたします。

59 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は,接続供給契約,振替供給契約,発電量調整供給契約,系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 受電および供給の方法ならびに工事

60 受電地点、供給地点および施設

- (1) 受電地点
 - イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の発電設備等が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。
 - ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。
 - (イ) 山間地,離島にある発電場所等,当社の電線路から遠隔地にあって 将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電 場所から電気を受電する場合
 - (ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合
 - (ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - (二) 62 (地中引込線) (4) により地中引込線によって電気を受電する場合
 - (本) 地中引込線によって電気を受電する場合で当社の接続装置を発電者 の構内に施設できないとき。

- (^) その他特別の事情がある場合
- (2) 供給地点

イ 接続供給の場合

- (イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。
- (ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。
 - a 山間地,離島にある需要場所等,当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所 までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなる とき。
 - d 62 (地中引込線) (4) により地中引込線によって電気を供給する場合
 - e 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置を需要 者の構内に施設できないとき。
 - f その他特別の事情がある場合
- ロ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備

は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者(共同引込線による引込みで電気を 受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。)のみのため に発電者または需要者の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続 装置等の供給設備の施設場所を発電者または需要者から無償で提供してい ただきます。

- (4) 付帯設備((3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は,(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合,当該複数発電場所または複数需要場所につき,1受電地点または1供給地点といたします。

61 架空引込線

(1) 当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。

- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短 距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当 社との協議によって定めます。
- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるための発電場所内または需要場所内に設置する引込 小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担 により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場 合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。こ の場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、また

は撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

62 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上,経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で,当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには,次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。
 - イ 発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉 器, 断路器または接続装置の接続点
 - ロ 当社が施設する計量器(付属装置を含みます。) または接続装置の接続点

なお,当社が接続装置を施設する場合は,その施設場所を発電者または 需要者から無償で提供していただきます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお,これ以外の場合には,発電場所内または需要場所内の地中引込線は,託送供給のために施設する場合は,契約者の負担により,契約者で施設していただき,発電量調整供給のために施設する場合は,発電契約者の

負担により,発電契約者で施設していただきます。

- イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル 程度以内の場所
- ロ 建物の3階以下にある場所
- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお, 付帯設備とは, 次のものをいいます。

- イ 鉄管,暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物 (π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
- ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設されるハンドホール
- ハ 発電者または需要者の建物の改修を必要とする設備および発電者また は需要者の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備
- ニ その他イ、ロまたはハに準ずる設備
- (4)接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続

を行ないます。この場合,当社は,70(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)もしくは(4)の工事費負担金または74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

63 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1 発電場所または1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発 電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいま す。)または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の 電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を 発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお,発電者または需要者の電気設備との接続点までは,当社が施設いたします。

- (2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者 または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引 込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理(材料費の負担を含み ます。)は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社 が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施

設いたします。

64 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を受電または供給いたします。

なお,技術上その他やむをえない場合は,当社は,発電者または需要者の 土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し,電気を受電または供給いた します。この場合,変圧器の2次側接続点までは,当社が施設いたします。

65 引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は, 当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

66 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計,無効電力量計等をいいます。),その付属装置(計量器箱,変成器,変成器箱,変成器の2次配線,自動検針用通信端末装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については,以下のとおりといたします。ただし,記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。
 - イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器,その付属装置および区分装置 は,原則として,接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し,

かつ,当社の所有とし,当社の負担で取り付けます。ただし,契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては,契約者の負担により,契約者で取り付けていただくことがあります。

- ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器,その付属装置および区分装置は,原則として,契約受電電力に応じて当社が選定し,かつ,当社の所有とし,当社で取り付けます。この場合,当社は71(受電用計量器等の工事費負担金)の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。
- (2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は, 適正な計量ができ, かつ, 検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(低圧で受電または供給する場合, 原則として屋外といたします。)とし, 契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ鍵を預けていただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

- (3) 計量器,その付属装置および区分装置の取付場所は,発電者または需要者から無償で提供していただきます。また,(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては,当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区

分装置の取付位置を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は, 当社は,実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属 装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を 発電契約者から申し受けます。
- (7) 系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等(当社所定の仕様によっていただきます。)は、発電契約者の負担により、原則として当社で施設いたします。ただし、N-1 電制の実施に必要な装置として施設する場合は、当社の負担により、当社で施設いたします。

なお、系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等の施設場所については、発電者から無償で提供していただきます。

また、発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更する場合またはこれに準ずる工事をする場合は、当社は、実費を発電契約者から申し受けます。

(8) 系統連系技術要件に定めるN-1電制の実施に必要な装置は、発電契約者で施設していただきます。

なお、施設等に要した費用の実費について、当社から発電契約者にお支 払いいたします。

67 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、70 (受電地点への供給設備の工事費負担金)
 - (2)もしくは(4)の工事費負担金または74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けて契約者または発電契約者の専用設備として受電地点(会社間連系点を除きます。)への供給設備または供給地点(会社間連系点を除きます。)への供給設備を施設いたします。

- イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、一般の需要への供 給および他の発電者からの受電等に支障がないと認められる場合
- ロ 47 (託送供給等にともなう技術要件等) の場合
- ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由,または発電場所もしくは需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により,特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1) の専用供給設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。)までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路(配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。)に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器(1次電圧側線路開閉器を含みます。)とすることがあります。

なお、開閉所および蓄電所は、変電所とみなします。

- (3) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1) イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。
 - イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備 から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

68 電流制限器の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

69 工事費の負担方法

- (1) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに受電地点への供給設備を施設する場合(使用開始後3年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合を含みます。)または発電契約者の希望によって受電地点への供給設備を変更する場合は、70(受電地点への供給設備の工事費負担金)によって工事費負担金を申し受けます。
- (2) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力等もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに供給地点への供給設備を施設する場合(特別高圧で供給する場合で、使用開始後3年以内の供給側接続設備を利用するときを含みます。)または契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合は、(3)の場合を除き、73(一般供給設備の工事費負担金)、74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)または75(供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)によって工事費負担金を申し受けます。
- (3) 接続供給の場合で、供給設備を利用期間が1年未満として施設する場合は、79(臨時工事費)によって臨時工事費を申し受けます。
- (4) 次の言葉は、WⅢ(工事費の負担)の各項において、それぞれ次の意味で 使用いたします。

イ 受電側接続設備

当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。)の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点(基幹送電設備〔ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない特別高圧の送電設備をいいます。〕から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。)から他の変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。)を経ないで受電地点に至る供給設備をいいます。

口 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点(送電線路〔発電所相互間,変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。〕から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。)から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいいます。

ハ 受電地点

会社間連系点以外の受電地点をいいます。

二 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

ホ 工事こう長

別冊に定める標準設計基準による設計(以下「標準設計」といいま

す。) にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給 側接続設備のこう長をいい, 実際に施設されるこう長とは異なることが あります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。

- (5) WⅢ (工事費の負担) の各項において、開閉所および蓄電所は、変電所と みなします。
- (6) 低圧で供給する場合、VIII(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。
 - イ 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場 合の契約負荷設備の総容量
 - 口 契約電力
 - ハ契約電流
 - 二 契約容量

なお,20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で,需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは,接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

(7) 高圧で供給する場合で、20 (接続送電サービス) (2) イによって接続送電サービス契約電力を定めるとき (20 [接続送電サービス] (2) 二で需要者の発電設備の検査、補修または事故 [停電による停止等を含みます。]

により生じた不足電力分以外の供給分について20 [接続送電サービス] (2)イに準じて値を定める場合を含みます。)には、WII (工事費の負担) の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所において使用される受電設備の総容量を増加される場合といたします。

70 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない、受電側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)を新たに施設するときは、当社は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

- (2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金
 - イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力 を増加される場合で、これにともない、当社が新たに受電地点への特別 の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金とし て発電契約者から申し受けます。
 - (イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供 給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 受電に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- b 架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず,地中受電側接 続設備を施設する場合

- c 標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電 する場合
- d その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(p) 67 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その 工事費の全額

なお,この場合の工事費負担金の対象となる範囲は,67 (専用供給 設備)(2)によるものといたします。

- (ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって, 受電側接続設備以外の供給設備(高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また, 専用供給設備を除きます。) を施設する場合は, a および b の金額
 - a 当該供給設備の工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統 の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算 定した金額

ただし, 託送供給等約款 (2015年12月18日付け20150731資第53号 認可。) 69 (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)イ(ハ) a ただし書の適用を受ける場合は, ただし書により算定した金額といたします。

b 発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて 逆潮流が生ずるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が 新たに供給設備を施設するときには、aにかかわらず、次の金額

- ロ 受電地点において22(予備送電サービス)を利用される場合で、これにともない、当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、受電側接続設備に該当する範囲といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、67(専用供給設備)(2)によるものといたします。
- (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金
 - イ 受電地点における契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、65(引込線の接続)または66(計量器等の取付け)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
 - ロ 混雑緩和プロセスにより供給設備を変更する場合は、イにかかわらず、その工事費のうち、発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
 - ハ 47 (託送供給等にともなう技術要件等) によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
- (4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で

受電するとき(受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。)は、当社は、(2)イ(4)、(ロ)および(3)にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費((2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。)を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

- (1), (2), (3) および(4) の場合の工事費は、次により算定いたします。
- イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。)の合計額(撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。)といたします。

なお, 次のものについては, 工事費に計上いたしません。

- (イ) 土地費(電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される 金額をいいます。)
- (n) 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用
- (ハ) 架空電線路の経過地に構造物の建築, 竹木の植栽等電線路に支障を 及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合 は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額

- ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工 事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔,管路等を利用して受電する場合は,新たに施設される電線路に必要とされる回線数,管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
 - (イ) 鉄塔を利用して受電する場合

(中) 管路等を利用して受電する場合

- 二 使用開始後3年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合は、新たに利用する部分を新たに施設される受電側接続設備 (特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除きます。)とみなします。
- ホ (2)イ(ハ)の場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備(高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設

備を除きます。なお、ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から 電気を受電する場合は、高圧の供給設備および当社が適当であると認め た供給設備に限ります。)とみなします。

- へ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たり の金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたは ロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、かつ、発電 量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部 を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

- イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合,または2以上 の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われ る旨を申し出られた場合の工事費負担金は,その代表の発電契約者によ る1申込みとみなして算定いたします。
- ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。
- (7) 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約 受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への 供給設備を施設するときには、当社は、(1)、(2)または(4)にかかわら ず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けま す。

なお、この場合の工事費負担金は、(2)の場合に準じて算定いたしま

す。

71 受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合等で、これにともない、新たに受電用の計量器、その付属装置および区分装置を利用されるときは、当社は、その工事に要した費用の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

72 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力等を増加され、これにともない、会社間連系設備(会社間連系点に至る供給設備をいいます。)を新たに施設する場合は、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

73 一般供給設備の工事費負担金

- (1) 低圧または高圧で供給する場合
 - イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長(架空の場合は1,000メートル、

地中の場合は150メートルといたします。)をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

区 分	単	位	金	額
架空供給側接続設備 の場合	超過こう長1メー	ートルにつき	3, 41	10円00銭
地中供給側接続設備 の場合	超過こう長1メー	ートルにつき	27, 50	00円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- ロ 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する 場合の工事費負担金の算定は、次によります。
 - (4) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合,または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり,かつ,一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は,イの無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
 - (p) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合,または契約者から 2以上の供給地点について申込みがあり,かつ,一括して算定するこ とを希望されない場合の工事費負担金は,供給地点ごとに算定いたし ます。この場合,それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事

こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

- ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合 のイの超過こう長は、次により算定いたします。
 - (イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
 - (p) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次の算式により算定された値といたします。

架空供給側
接続設備の
超過こう長架空供給側
接続設備の
工事こう長地中供給側
接続設備の
無償こう長地中供給側
接続設備の
工事こう長地中供給側接続
設備の無償こう長

(2) 特別高圧で供給する場合

イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえ

るときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し 受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

(1) 工事費

a 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000 ボルトまたは 30,000ボルトで供給する場合	363円00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する 場合	165円00銭
	標準電圧140,000 ボルトで供給 する場合	88円00銭

なお、標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は、その工事費の全額といたします。

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サー ビス契約電力1キロ ワットにつき	標準電圧20,000 ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	638円00銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する 場合	451円00銭
	標準電圧140,000 ボルトで供給 する場合	242円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また,標準電圧20,000ボルト,30,000ボルト,70,000ボルトまたは140,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は,その工事費の全額といたします。

c スポットネットワーク方式により供給するために、当社が新たに 地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、 次の算式により算定いたします。

工事費相当額×工事こう長× $\frac{1}{100}$ × 新増加接続送電サービス契約電力 利用回線数-1

この場合, 工事費相当額は, 次のとおりといたします。

bの工事費単価× {100パーセント+20パーセント× (利用回線数-1) }

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に 必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、契約 者がそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行 して供給を受ける方式をいいます。

(口) 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき

5,500円00銭

ロ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

- (3) 20 (接続送電サービス) (2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は,この73 (一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金の算定上,需要者の発電設備の検査,補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。
- (4) 分割接続供給の場合の一般供給設備の工事費負担金は, (1), (2)または (3)に準じて算定し, 双方の契約者と当社との協議のうえ, 一方または双 方の契約者から申し受けます。この場合, 工事費負担金の算定上, 1供給 地点につき, 1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約 電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

74 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

- (1) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続供給契約を変更される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない、当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
 - イ 契約者の希望によって、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合 とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (4) 供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- (p) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

(ハ) その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備 を施設する場合

また、この場合も、73 (一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担 金を申し受けます。

- ロ 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず,契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は,(イ)または(ロ)の金額
 - (イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、73 (一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

- (n) 供給地点が行政庁から認可,認定等を受けている市街地開発事業等(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。)に係る区域の場合は,(イ)にかかわらず,その工事費の全額からケーブル,変圧器,開閉器等の工事費を差し引いた金額
- ハ 67 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その工 事費の全額

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、67(専用供給設備)(2)によるものといたします。

(2) 20 (接続送電サービス) (2) 二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査,補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために20 (接続送電サービス)を利用される場合,または供給地点において22 (予備送電サービス)を利用される場合で,これにともない,当社が新たに予備供給設備を施設するときには,当社は,その工事費

の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、供給側接続設備に 該当する範囲といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として 施設する場合は、67(専用供給設備)(2)によるものといたします。

75 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 供給地点における接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで契約者の希望によって当該供給地点への供給設備を変更する場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。)は、65(引込線の接続)、66(計量器等の取付け)または68(電流制限器の取付け)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- (2) 47(託送供給等にともなう技術要件等)によって供給地点への供給設備 を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事 費負担金として契約者から申し受けます。

76 供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) および75 (供給地点への 供給設備を変更する場合の工事費負担金) の場合の工事費は、次により算定 いたします。

(1) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合 を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に 要する材料費、工費および諸掛り(測量監督費、諸経費、補償費〔残地補 償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電 気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。)の合計額(撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。)といたします。ただし、契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、79(臨時工事費)に準じて算定いたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

- イ 土地費(電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。)
- ロ 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用
- ハ 架空電線路の経過地に構造物の建築,竹木の植栽等電線路に支障を及 ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は,そ の線下補償費の50パーセントに相当する金額
- (2) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は,(1)に準じて算定いたします。
- (3) 低圧で供給する場合で、74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) (1) イまたは口(イ)に該当し、かつ、その工事費を73 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イに定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1) および(2) にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも73 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに

施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔,管路等を利用して供給する場合は,新たに施設される電線路に必要とされる回線数,管路 孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
 - イ 鉄塔を利用して供給する場合

ロ 管路等を利用して供給する場合

(5) 特別高圧で供給する場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、73 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) に準じて算定いたします。

(6) 74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) (2) の場合 (特別高圧 で供給する場合は、標準電圧20,000ボルト,30,000ボルト,70,000ボルト または140,000ボルトで当社が供給するときに限ります。)の工事費は、

次によります。

イ 高圧で供給する場合

73 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は, (1) または(2) にかかわらず, その工事費を73 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イにもとづいて算定いたします。この場合, 超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き, (1)にかかわらず,73(一般供給設備の工事費負担金)(2)イ(4)および ロによって算定いたします。

なお,22(予備送電サービス)によって当社が供給する場合で,一般 供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工 事費は,73(一般供給設備の工事費負担金)(2)イ(4)の該当欄の単価の 20パーセントを適用して算定いたします。

- (7) 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき((3)および(6)イの場合を除きます。)は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (8) 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社

が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、73 (一般供給設備の工事費負担金)または74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお,この場合の工事費負担金は,74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)の場合に準じて算定いたします。

(9) 分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は、74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金),75 (供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)または(8)の場合に準じて算定し、双方の契約者と当社との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の算定上、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

77 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手前に申し受けます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合は、工事費負担金を託送供給または発電量調整供給の準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、託送供給または発電量調整供給の開始日までに申し受けます。

なお,9 (検討および契約の申込み)(4)にもとづき系統連系保証金を申し受けた場合または54 (契約の変更)(6)ハにもとづき混雑緩和プロセスに関する保証金を申し受けた場合は,系統連系保証金または混雑緩和プロセスに関する保証金を工事費負担金に充当いたします。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものと

いたします。

- イ 73 (一般供給設備の工事費負担金) (1)または(2)イ(4)にもとづき算 定される場合は、次に該当するとき。
 - (4) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備 のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
- ロ 70 (受電地点への供給設備の工事費負担金),71 (受電用計量器等の工事費負担金),72 (会社間連系設備の工事費負担金),74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) (73 [一般供給設備の工事費負担金](1) イまたは(2) イ(イ) にもとづいて工事費を算定する場合は,イに準ずるものといたします。) および75 (供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金) にもとづき算定される場合は,次に該当するとき。
 - (イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合
 - a 設計変更により、電柱(鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更(低圧引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合
 - b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計 から払出しまでの期間が短いときを除きます。)
 - c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
 - (p) 特別高圧で受電または供給する場合 原則としてすべての場合

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給 側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供 給設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電または供給し、かつ、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、当該受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、70 (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)イ(ハ)に定める 供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給 設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、 その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の 供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金と の差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、す

べての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される73(一般供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書(80 [工事費負担金契約等の締結]に定める 工事費等に関する契約書をいいます。)に定める期日に既に供給を開始し ている供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精 算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供 給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設 備に応じたものといたします。

78 託送供給等の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用 の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

当社が供給に必要な設備(計量器等を含みます。)の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって接続供給または振替供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお,実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても,測量監督, 資材調達等に費用を要したときは,その実費を契約者から申し受けます。

また、分割接続供給の場合は、要した費用の実費を双方の契約者と当社

との協議のうえ、一方または双方の契約者から申し受けます。

(2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

当社が受電に必要な設備(計量器等を含みます。)の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし、発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお,電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合には,当社は,系統連系保証金をお返しいたします。

また、実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、 資材調達等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けま す。

(3) 混雑緩和プロセスにともなう供給設備の変更を中止される場合等 混雑緩和プロセスにともない供給設備の一部または全部を変更した後, 発電契約者または発電者の都合によって供給設備の変更を中止される場合 等は,当社は,要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただ し,発電契約者との間で混雑緩和プロセスにもとづき工事費負担金補償金 を定める場合は,供給設備の工事を行なう前であっても,原則としてその 金額を発電契約者から申し受けます。

なお、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める混雑緩和プロ

セスに関する保証金を返還する事情に該当する場合は,当社は,混雑緩和 プロセスに関する保証金をお返しいたします。

また,実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても,測量監督等に費用を要したときは,その実費を発電契約者から申し受けます。

79 臨時工事費

(1) 21 (臨時接続送電サービス) によって当社が供給する場合で、需要者または発電者の電気設備を当社の供給設備と接続するにあたり、供給設備を利用期間が1年未満として施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として契約者から申し受けます。この場合は、73 (一般供給設備の工事費負担金)、74 (供給地点への特別供給設備の工事費負担金) および75 (供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金) の工事費負担金は申し受けません。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変 圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備 についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月(1月未満は、1月といたします。)につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

(2) 低圧または高圧で供給する場合,新たに施設する供給設備のうち,当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

- (3) 分割接続供給の場合の臨時工事費は,(1)または(2)に準じて算定し,双方の契約者と当社との協議のうえ,一方または双方の契約者から申し受けます。
- (4) 臨時工事費の精算は、77(工事費負担金の申受けおよび精算)(2)ロの場合に準ずるものといたします。

80 工事費負担金契約等の締結

当社は、契約者または発電契約者との間で、契約者もしくは発電契約者が 希望される場合または当社が必要とする場合は、託送供給または発電量調整 供給の準備着手前に、工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項に ついて、契約書(当社所定の様式によっていただきます。)を作成し、工事 費負担金または臨時工事費に関する契約を結びます。

IX 保 安

81 保安の責任

当社は、受電地点および供給地点に至るまでの供給設備(当社が所有権を 有さない設備を除きます。)ならびに計量器等発電場所内および需要場所内 の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

82 保安等に対する発電者および需要者の協力等

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要 場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もし くは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合に

- は、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合に おいて、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者 にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だ ち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方 法等について、発電者または需要者と協議を行ないます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を発電者または需要者に講じていただきます。

83 調 杳

(1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に 適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお,調査結果の通知は,調査年月日,係員,調査についての照会先等 を記載した文書等により,原則として調査時に行ないます。

84 調査等の委託

- (1) 当社は、83 (調査) の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。) に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および 委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

85 調査に対する需要者の協力

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成 したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただ きます。
- (2) 当社は、83 (調査) (1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

86 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合,契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1) の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、 軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) 低圧で供給する場合,契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3) の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたし

ます。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被 覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費(消耗品を除 きます。)のみを申し受けます。

87 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については,この約款のうち 次のものは,適用いたしません。

- (1) 83 (調査)
- (2) 84 (調査等の委託)
- (3) 85 (調査に対する需要者の協力)
- (4) 86 (検査または工事の受託)

附 則

附則

1 この約款の実施期日

この約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで受電または供給することがあります。この場合において、供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで受電または供給する場合に、また、60,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧70,000ボルトで受電または供給する場合に準ずるものといたします。

4 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備等が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給され

る場合であること。

- ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気(揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。)とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。
 - (4) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力 (キロワット),最大電流(アンペア)または最大容量(キロボルト アンペア)(以下「揚水最大電力等」といいます。)およびそれ以外 の電気の最大電力,最大電流または最大容量(以下「その他最大電力 等」といいます。)
 - (p) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量 (以下「揚水等接続供給電力量」といいます。) およびそれ以外の電 気の電力量(以下「その他接続供給電力量」といいます。)
- ハ イおよび口における揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。
- (2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率(以下「揚水等

損失率」といいます。)を定め、20 (接続送電サービス) (3) イ(巾) c, (ハ) c, (ニ) c, (ホ) c, (ハ) c, (ト) c, 口(イ) c, (巾) c, (ハ) c, ハ(イ) c, (巾) c もしくは(ハ) c, または、21 (臨時接続送電サービス) (3) イ(巾) c, (ニ) c, 口(ハ) もしくはハ(ハ)の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(巾)により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお, 高圧または特別高圧で供給する場合で, 1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は, 20 (接続送電サービス) (5) ロにかかわらず, ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(4) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力(キロワット)は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力=揚水最大電力等×揚水等損失率+その他最大電力等

(1) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシ フト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の 負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、そ の需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年間を通じて の昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限とし て、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力 等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらか じめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお,各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から, ピークシフト電力が不適当と認められる場合には,すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハその他

- (4) 20 (接続送電サービス) (3) イ(4) a に該当する場合は,20 (接続送電サービス) (3) イ(ロ) a, (ハ) a または(ニ) a にかかわらず,電灯標準接続送電サービス,電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス (自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合に限ります。)を適用いたします。
- (p) 21 (臨時接続送電サービス) (3)イ(イ) a に該当する場合は, 21 (臨時接続送電サービス) (3)イ(p) a にかかわらず, 電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 21 (臨時接続送電サービス) (3) イ(ハ) a に該当する場合は, 21 (臨時接続送電サービス) (3) イ(ニ) a にかかわらず, 動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定 上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の 供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設 置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行 なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および 接続対象計画差対応余剰電力量は、32(電力および電力量の算定)(12)、 (22)および(23)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地 点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ 電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する 系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社ま たは当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結 する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用 に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30 分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関 を通じて当社に通知するものといたします。

口 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、32(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量=接続対象電力量-接続対象計画電力量

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契

約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき(揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。)は、32(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量=接続対象計画電力量-接続対象電力量

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については,66(計量器等の取付け)によるものといたします。また,これに加え,(1)イの接続供給に係る電気と,それ以外の電気(揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気,揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。)とを区分するために必要な計量器およびその付属装置は,原則として,当社の所有とし,当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、31(計量)および附則6(受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

- (6) 分割接続供給の場合の取扱い
 - イ この特別措置の適用を希望される場合は、あらかじめ双方の契約者で 協議のうえ、当社へ申し出ていただきます。
 - コ この特別措置は、それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし、それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、(1)および(2)に準ずるものといたします。また、この場合は、34(料金の算定)(11)または(12)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし、当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは、(1)および(2)に準ずるものといたします。

なお、揚水等損失率は、あらかじめ1年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および1供給地点につき、1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり、同一の値を使用するものといたします。

5 発電量調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備)

(1) 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定 契約を締結している場合または契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸 供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達 する場合は、原則として、契約者または特定送配電事業者との間で発電量 調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただ きます。この場合,契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー 発電設備,特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー 一発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生 可能エネルギー発電設備は,同一のバランシンググループに属することは できないものといたします。

- (2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において,発電量調整供給契約(発電者から電気を受電する場合に限ります。)の申込みに先だち,契約者(当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。)または特定送配電事業者は,受電地点特定番号を明らかにして,当社所定の様式により,受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、54(契約の変更)(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。
- (4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が特定 送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再 生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは、 契約者は、当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要とな る事項について、特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を 提出していただきます。
- (5) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者(特定

送配電事業者が契約者となる場合を除きます。)が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ(当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備〕といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

- イ 8 (契約の要件) (3)イは, 適用いたしません。
- ロ 発電量調整供給に係る料金は、19(料金)(2)にかかわらず、19(料金)(2)に定める料金、ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし、契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。
- ハ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は, 24 (発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず, 託送供給等約款料金算定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき,30分ごとに算定される金額といたします。

ただし、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシン ググループに係る発電量調整供給の料金単価は、24(発電量調整受電計 画差対応電力)(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料 金算定規則附則第3条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にも とづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合,24 (発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(p)および口(p)にかかわらず,発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について,それぞれ24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(p)に準じて算定したものの合計とし,発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は,特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について,それぞれ24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)口(p)に準じて算定したものの合計といたします。

二 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は,27(給電指令時補給電力)(2)ニにかかわらず,託送供給等約款料金算定規則第29条(卸電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき,30分ごとに算定される金額といたします。

なお、契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシング グループに係る給電指令時補給電力料金単価は、27 (給電指令時補給電 力)(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定規則附則第3条(卸 電力取引所が公表する額に限ります。)にもとづき、30分ごとに算定さ れる金額といたします。ただし、41 (給電指令の実施等)(2)ホの場合 で、ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時 補給電力料金単価は、42 (受電および供給の中止または給電指令の実施 にともなう金銭決済)(2)により補給される電気を使用されているとき の翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引 の価格(売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。)に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合,27(給電指令時補給電力)(2)ロにかかわらず,給電指令時補給電力料金は,特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について,それぞれ27(給電指令時補給電力)(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

- ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価(再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。)を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
- へ インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力 確保料について必要となるその他の事項については,発電量調整受電計 画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
 - (イ) 30 (料金の算定期間)
 - (ロ) 34 (料金の算定)
 - (ハ) 35 (支払義務の発生および支払期日)
 - (二) 36 (料金その他の支払方法)

- (ホ) 37 (保証金)
- (^) 51 (違約金)
- (1) 58 (解約等)
- ト 当社は、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また、当社は、当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない、変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給 実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。

なお,契約者は,必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

- チ ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、トにかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
- リ 契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、変更後の発電量調整受電 計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進 機関を通じて当社に通知していただきます。
- ヌ リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に 通知していただきます。
- ル この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その 他の供給条件の適用を継続していただきます。また,この料金その他の

供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用 いたしません。

- (6) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社 と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネル ギー発電設備から電気を調達するときは、契約者の指定する発電バランシ ンググループ ((5)において、契約者が希望される場合を除きます。) に 係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
 - イ 発電量調整供給に係る料金は,19(料金)(2)にかかわらず,19(料金)(2)に定める料金および口により算定されるインバランスリスク料といたします。
 - ロ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30 分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえ られる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたしま す。)といたします。
 - ハ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。
 - (イ) 30 (料金の算定期間)
 - (ロ) 34 (料金の算定)
 - (ハ) 35 (支払義務の発生および支払期日)
 - (二) 36 (料金その他の支払方法)
- (7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所(低圧で受電する場合に限ります。)において、イに該当する複数の発電設備等(各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また、特定送配電事業者

が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)を使用する発電場所で、契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は、 当分の間、必要となるその他の供給条件は、口からホのとおりといたします。

イ 適 用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

- (イ) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備 等を設置する発電場所で、特定契約に係る再生可能エネルギー発電設 備以外の電気を発電契約者が受電する場合
- (n) 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で、契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合
- ロ 契約および発電量調整供給の単位

当社は、15(契約および託送供給等の単位)(1)にかかわらず、1発電場所について1系統連系受電サービスを適用(当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。)し、1電気方式、1引込、2計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合、当該発電場所に係る発電バランシンググループは、計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ計量

当社は、31(計量)(1)および32(電力および電力量の算定)(30)イに

かかわらず、発電量調整受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。また、受電地点に取り付けた記録型計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型計量器で計量された電力量の差し引きにより、30分ごとに、発電バランシンググループごとに、電力量を仕訳いたします。この場合、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

- ニ 39 (託送供給等の実施) (3) ホは、適用いたしません。
- ホ イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は、当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を 行ないます。

なお,必要に応じて契約者,発電契約者および発電者に協力していただきます。

- (8) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する 特定契約に係る電気を受電する場合,当該バイオマス発電設備に係る発電 量調整受電電力量は,次のとおりといたします。
 - イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該 バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該 バイオマス発電設備のバイオマス比率(発電によりえられる電気の量に 占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい、特定契約 の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。)を乗じてえた値 とし、30分ごとに算定いたします。
 - ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電

バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、39(託送供給等の実施)(3)ホに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

- ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。
- 二 特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよび口により算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。
- (9) その他の事項については、発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

6 受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

受電地点の電力量および最大連系電力等ならびに供給地点の電力量および 最大需要電力等は、31 (計量)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえな い場合には、受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。こ の場合、受電地点の電力量もしくは最大連系電力等または供給地点の電力量 もしくは最大需要電力等は、計量された受電地点の電力量もしくは最大連系 電力等または供給地点の電力量もしくは最大需要電力等を受電電圧または供 給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修 正したものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 低圧で供給する場合で、30分ごとに計量することができない計量器(以

下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金に変更があった場合の30分ごとの接続供給電力 量

ハ,20 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)もしくは(ハ)または21 (臨時接続送電サービス) (2)イによって,接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流,接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で,移行期間において,接続送電サービスの種別,臨時接続送電サービスの種別,接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流,接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送電サービス契約電流,協時接続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数

にそれぞれ接続送電サービス契約電力,接続送電サービス契約電流,接 続送電サービス契約容量,臨時接続送電サービス契約電流,臨時接続送 電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じてえた 値の比率により区分して算定いたします。

この場合,移行期間における料金に変更のあった日の前後の接続供給電力量を,イに準じて,30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によって接続送電サービス 契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、20 (接続送電サービス) (2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を 基準として、契約者と当社との協議によって接続送電サービス契約電力 を定めることがあります。

(2) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

8 発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

(1) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、32 (電力および電力量の算定)(20)イおよび(21)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、32 (電力および電力量の算定)(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点にお

けるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

(2) 1発電場所において、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合、32 (電力および電力量の算定)の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

9 損害賠償の免責についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備)

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、40(受電および供給の中止)または41(給電指令の実施等)によって発電者の発電もしくは放電を調整し、もしくは中止したことにより、発電者が損害(再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。)を受けたときは、52(損害賠償の免責)(2)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお,当社は,同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について,賠償の責めを負いません。

10 軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

(1) 需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給

にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から この特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供 給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 適用範囲

契約者が次の時間帯に、20 (接続送電サービス) (2) ニによって接続 送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の 停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気 を使用する場合に適用いたします。

- (イ) 軽負荷期(4月1日から5月31日までの期間および10月1日から11月30日までの期間をいいます。)における毎日午前8時から午後4時までの時間(ただし,10月1日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。)
- (n) 再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間(当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。)
- ロ 特別措置の適用申込みおよび使用の申出
 - (イ) 契約者は、この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項(需要者の名称、需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕)を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。
 - (p) 原則として,当社が指定する期限までに,使用の申出をしていただきます。
 - (ハ) 15 (契約および託送供給等の単位) (2) ロによって当社が分割接続 供給を行なう場合で、この特別措置の適用を希望され、需要者の発電

設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは、あらかじめ双方の契約者で協議のうえ、(イ)および(ロ)に準じて、申込みおよび申出をしていただきます。

ハ 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は,20 (接続送電サービス)(2)ニによって定めた値といたします。

なお、20(接続送電サービス)(2)ニの不足電力分以外の供給分の算定上、この特別措置により電気を使用されたその1月の最大需要電力等は、その1月の最大需要電力等から20(接続送電サービス)(2)ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

ニ 接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は、20 (接続送電サービス) (3) μ (3) μ (4) μ (a), (b) μ (a), μ (c) (a), μ (d) (a) または(b) (a) における需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし、その1月にこの特別措置により電気を使用し、かつ、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は、20 (接続送電サービス) (3) μ (4) μ (5) μ (6) μ (7) μ (6) μ (7) μ (7) μ (8) μ (8) μ (9) μ (9) μ (9) μ (10) μ (11) μ (12) μ (13) μ (14) μ (15) μ (15) μ (15) μ (15) μ (15) μ (16) μ (17) μ (17) μ (18) μ (17) μ (18) μ (18)

ホその他

(イ) 当社は、契約者との間で、この特別措置の適用に必要となる事項に ついて、別途覚書を締結することがあります。

- (p) 当社は、電気の需給状況その他によってやむをえない場合には、この特別措置の適用をしないことがあります。
- (2) 1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置
 - イ 20 (接続送電サービス) (5)の適用を受ける供給地点において、需要者が軽負荷期における平日および土曜日の午前8時から午後4時までの時間(ただし、10月1日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。) および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない、1年を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間(夜間時間、軽負荷期における平日および土曜日の午前8時から午後4時までの時間[ただし、10月1日から11月30日までの期間における平日の該当する時間を除きます。] および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。) に発生する場合で、契約者と当社との協議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、当分の間、20 (接続送電サービス) (5)にかかわらず、20 (接続送電サービス) (3)によって算定された金額から(4)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、20 (接続送電サービス) (5) イに準じて算定された金額といたします。この場合、20 (接続送電サービス) (5) イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。

(ロ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は、その需要者の接続送電サービス契約電力から

その需要者の1年を通じての負荷移行元時間(負荷移行先時間以外の時間をいいます。)における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として,負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき,あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、34 (料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また,各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績 等から,ピークシフト電力が不適当と認められる場合には,すみやか にピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(n) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが 明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消い たします。

なお、それが20 (接続送電サービス) (5) の取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額 (20 [接続送電サービス] (5) によって適用したピークシフト割引額を含みます。) の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

(二) この特別措置の適用にともない,20 (接続送電サービス)(5)ハに 該当する場合であっても,20 (接続送電サービス)(5)ハに定める適 用後1年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。 ロ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が負荷移行元時間から 負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要 電力等が負荷移行先時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービ スまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協 議がととのったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、 当分の間、20 (接続送電サービス) (3)によって算定された金額から(4) によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたしま す。

(イ) ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、20 (接続送電サービス) (5) イに準じて算定された金額といたします。この場合、20 (接続送電サービス) (5) イにいうロのピークシフト電力は、(ロ)のピークシフト電力といたします。

(ロ) ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により負荷移行元時間から 負荷移行先時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電 サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間に おける接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行 先時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あら かじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、34(料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によ

って定めます。

また,各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績 等から,ピークシフト電力が不適当と認められる場合には,すみやか にピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(n) 1年を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが 明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消い たします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用した ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接 続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金 として算定いたします。

ハ 附則4 (揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置)の適用を受け、かつ、イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は、附則4 (揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置)(2)ロまたはイ(ロ)もしくはロ(ロ)にかかわらず、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、分割接続供給の場合は、それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて、34 (料金の算定)(11)にもとづき料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を、あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定め

ます。

また,各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から,ピークシフト電力が不適当と認められる場合には,すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

11 再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電 設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討につい て、電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は、受電側接続検討の申 込みがなされたものとみなし、9 (検討および契約の申込み)(1)にもとづ き受電側接続検討をいたします。この場合、検討料については、選定事業者 を発電者とする発電契約者から申し受けます。

12 バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者,発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者(当社供給区域内において事業を営むものに限ります。)の供給区域において配電事業者の託送供給等約款(電気事業法第27条の12の11第1項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい,電気事業法第27条の12の11第2項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。)により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で,当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部(発電量調整受電計画差対応電力,接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。)について,当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し、かつ、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当該配

電事業者の供給区域における需要場所または発電場所(調整電源に該当する 発電場所を除きます。)をこの約款で設定する需要バランシンググループ, 発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属するこ とを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は,当分の 間,次のとおりといたします。

(1) 代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で、1 需要バランシンググループを設定することを希望されるときは、次のとおりとしていただきます。

- イ 4 (代表契約者の選任) にかかわらず,自己等への電気の供給の用に 供するための接続供給契約の場合を除き,1需要バランシンググループ を設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と 接続供給契約を締結するものとし,1接続供給契約における契約者を複 数としていただきます。この場合,当該接続供給契約においては1需要 バランシンググループを設定するものとし,その他の取扱いは,次のと おりといたします。
 - (4) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され、かつ、当社とのすべての協議に責任をもって応じることができる1契約者を代表契約者として、あらかじめ定めていただきます。この場合、代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状(当社所定の様式によっていただきます。)を当社に提出していただきます。当社は、この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契約者と行ないます。
 - (ロ) 契約者の行なう契約の申込み、その他接続供給の実施に係る当社と

の手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは、原則と して(イ)に定める代表契約者により行なっていただきます。また、当 社の行なう契約者への通知、保証金の返還等は、原則として(イ)に定 める代表契約者に対し行ないます。

ロ 契約者は、配電事業者と締結する接続供給契約においても、イ(イ)によって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし、イ(イ)によって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し、イにおいて1需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

(2) 契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で、需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは、8 (契約の要件)(5)イにかかわらず、次のいずれにも該当すること。

- イ 需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)に対して、 次の(イ)および(ロ)の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定 し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことがで きること。
 - (イ) 需要抑制量(1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに 限ります。)
 - (ロ) 需要抑制の実施頻度および時期
- ロ イによってえられた100キロワットをこえる電気(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。)を供給しようとするものであること。

- ハ 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
- ニ 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
- ホ 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう,当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
- (3) 契約および託送供給等の単位
 - イ 接続供給の場合,契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について,この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。
 - ロ 発電量調整供給の場合,発電契約者は配電事業者の供給区域における 発電場所(調整電源に該当する場合を除きます。)について,この約款 で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググルー プを設定していただきます。
 - ハ 需要抑制量調整供給の場合,需要抑制契約者は配電事業者の供給区域 における需要場所について,この約款で設定する需要抑制バランシング グループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきま す。

なお、需要抑制契約者は、需要者(配電事業者の約款に定める需要者を含みます。)と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法(32 [電力および電力量の算定](14) イまたは口ならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整

受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。)が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ(配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。)に属することはできないものといたします。

(4) 料 金

イ 発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて,発電量調整受電計画差対応電力の算定上,24(発電量調整受電計画差対応電力)にかかわらず,次のとおりといたします。

(4) 適 用

発電バランシンググループにおいて、42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)(2)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(中) 発電量調整受電計画差対応電力

a 発電量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める 発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)ロの発 電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給に あてるための電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は,託送供給等約 款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし,当社が30分ごとに 設定するものといたします。

b 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める 発電量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)ロの発 電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力につい て、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は,託送供給等約 款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定さ れる金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

口 接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて、接続対象計画差対応電力の算定上、25(接続対象計画差対応電力)にかかわらず、次のとおりといたします。

(4) 適 用

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済) (1)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(中) 接続対象計画差対応電力

a 接続対象計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は,30分ごとの接続対象計画 差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価 を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金

算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)が、その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの接続対象計画 差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価 を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金 算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金 額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定す るものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて,需要抑制量調整受電計画差 対応電力の算定上,26 (需要抑制量調整受電計画差対応電力) にかかわ らず,次のとおりといたします。

(イ) 適 用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

(1) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

a 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は, 託送供給 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算 定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ご とに設定するものといたします。

b 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)が、その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は,30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整 受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその 1月の合計といたします。

(c) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は, 託送供給 等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算 定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし, 当社が30分ご とに設定するものといたします。

二 給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて、給電指令時補給電力の算定上、27(給電指令時補給電力)にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭 決済) (1)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者 に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用さ れているときに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補 給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金 額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、(5)ヌにより30分ご とに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は, 託送供給等約款料金算定規則第 27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等 相当額を加えた金額とし, 当社が30分ごとに設定するものといたし ます。

(ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭 決済) (2)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契 約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を 実施することにより補給される電気を使用されているときに、補給 される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたしま す。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、cに定める30分ごとの給電指令時補 給電力量にdの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金 額のその1月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令等の間、(5)チにより30分ご とに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は, 託送供給等約款料金算定規則第 27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等 相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたし ます。ただし、41(給電指令の実施等)(2)ホの場合で、ノンファ 一ム電源(配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みま す。) に対して出力の抑制を実施したときは、42(受電および供給 の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)(2)により補給 される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力 取引市場における30分ごとの売買取引の価格(売買取引に係る電力 の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当 社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。)に消費 税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものとい たします。また、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する 発電設備等またはファーム電源(配電事業者の約款に定めるファー ム電源を含みます。) であって別途当社もしくは配電事業者と給電 指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該 契約によるものといたします。

(5) 電力および電力量の算定

イ 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は,32 (電力および電力量の算定)(3)にかかわらず,ロの発電量調整受電計画電力量に2を乗じてえた値とし,30分ごとに算定いたします。

口 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、32(電力および電力量の算定)(4) ロにかかわらず、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値(受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合は、その合計値といたします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりといたします。

ハ 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、32 (電力および電力量の算定)(11)にかかわらず、二の接続対象計画電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ニ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、32(電力および電力量の算定)(12)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量の計画値(供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合は、その合計値といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表9(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画(調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。)が30分ごと

に需要想定値と一致しない等の場合は、別表7 (発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(2)のとおりといたします。

ホ 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は,32(電力および電力量の算定)(15)にかかわらず,への需要抑制量調整受電計画電力量に2を乗じてえた値とし,30分ごとに算定いたします。

へ 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、32(電力および電力量の算定) (16)にかかわらず、当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(3)のとおりといたします。

ト ベースライン

ベースラインは、32 (電力および電力量の算定) (17) にかかわらず、 需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所(配電 事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る供給地点で計量さ れる接続供給電力量(配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含み ます。)を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所(配電事業者 の約款に定める需要場所を含みます。)ごと(15〔契約および託送供給等の単位〕(3)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また、配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は、1接続送電サービス等ごとといたします。)に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、32 (電力および電力量の算定) (20) ロにかかわらず、次の(イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いたします。

(イ) 30分ごとに、受電地点(配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。)で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応補給電力量 受電計画電力量 受電電電力量

(p) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30

分ごとに、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 水 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

- a 当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
- b 41 (給電指令の実施等) (2)イの場合で、原則として30分ごとの 実需給の開始時刻の1時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備 等に対してN-1電制(配電事業者の約款に定めるN-1電制を含 みます。)を実施したとき。
- c 41 (給電指令の実施等) (2) ホの場合で、発電量調整供給に係る 発電設備等(配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電 設備等を含みます。) に対して出力の抑制を実施したとき。
- d 41 (給電指令の実施等) (2)への場合で、ファーム電源(配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。) に対して出力の抑制を実施したとき。
- (ハ) 次の場合で、当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30

分ごとに,次により算定された値といたします。

- a 当社または配電事業者が41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハ またはトの場合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)ホ の場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の算式により算定された値とし、41(給電指令の実施等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 対 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

- (b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合
 - 41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,41(給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量

(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)とし、41(給電指令の実施等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等) (2)ホ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- b 当社または配電事業者がファーム電源(配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。)に対して、41(給電指令の実施等)(2)イ、ロ、ハまたはトの場合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合
 - 41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は、次の算式により算定された値とし、41(給電指令の実施 等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合 の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量 は、零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 対 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 - による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

c 当社または配電事業者がノンファーム電源(配電事業者の約款に 定めるノンファーム電源を含みます。)であり、かつ、当社または 配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社ま たは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する 設備に対して、41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令等 および41(給電指令の実施等)(2)トの場合の給電指令等により、 同時に出力の抑制を実施した場合

(a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施等)(2)トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 発電量調整 対応補給電力量 受電計画電力量 受電電力量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量 (配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みま す。)とし,41(給電指令の実施等)(2)トによって出力の抑制 を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対 応補給電力量は、次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - $\frac{41}{6}$ (給電指令の実施等) $\frac{1}{2}$ - 発電量調整 水 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 - による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- d 当社または配電事業者が41(給電指令の実施等)(2)ホの場合の 給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電指令 等により、同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施 等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給 に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,零といたしま す。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 水 応 補 給 電 力 量 \to 受電計画電力量 \to 受 電 電 力 量

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)と一致または上回る場合

41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量 (配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みま す。)とし,41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制 を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対 応補給電力量は,次の算式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 - 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 - 受電電力量

- e 当社または配電事業者が41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハ またはトの場合の給電指令等,41(給電指令の実施等)(2)ホの場 合の給電指令等および41(給電指令の実施等)(2)への場合の給電 指令等により,同時に出力の抑制を実施した場合
 - (a) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を下回る場合
 - 41(給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定された値とし,41(給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受

電計画差対応補給電力量は、零といたします。

(b) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引 いた値が、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電 力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含み ます。)と一致または上回り、かつ、41(給電指令の実施等) (2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出 力の抑制に係る電力量を含みます。)に41(給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出 力の抑制に係る電力量を含みます。) を加えた値を下回る場合 41 (給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は、41(給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量 (配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みま す。)とし、41(給電指令の実施等)(2)ホによって出力の抑制 を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対 応補給電力量は、次の算式により算定された値とし、41(給電指 令の実施等)(2)イ、ロ、ハまたはトによって出力の抑制を実施 した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給 電力量は, 零といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等)(2)へ - 発電量調整 対 応 補 給 電 力 量 受電計画電力量 による出力抑制対象電力量 受電電力量

(c) 発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が、41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)に41 (給電指令の実施等)(2)ホによる出力抑制対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。)を加えた値と一致または上回る場合

41 (給電指令の実施等) (2) ホによって出力の抑制を実施した 場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力 量は,41 (給電指令の実施等) (2) ホによる出力抑制対象電力量 (配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みま す。)とし,41 (給電指令の実施等)(2)へによって出力の抑制 を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対 応補給電力量は,41 (給電指令の実施等)(2)へによる出力抑制 対象電力量(配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量 を含みます。)とし,41 (給電指令の実施等)(2)イ,ロ,ハま たはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係 る発電量調整受電計画差対応補給電力量は,次の算式により算定 された値といたします。

発電量調整受電計画差 = 発電量調整 - 41 (給電指令の実施等) (2)ホ - 41 (給電指令の実施等) (2)ホ - 21 (給電指令の実施等) (2)ホ - 22 電電力量 が応補給電力量 - 22 電電力量

リ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、32(電力および電力量の算 定)(21)ロにかかわらず、30分ごとに、受電地点(配電事業者の約款に 定める受電地点を含みます。)で計量された電力量の合計がその30分に おける発電量調整受電計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算 式により算定された値とし、発電バランシンググループごとに算定いた します。ただし、当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電 設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金 に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し、当社もしく は配電事業者が給電指令時補給を行なった場合、41(給電指令の実施 等)(2)イの場合で、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間 前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してN-1電制(配電事 業者の約款に定めるN-1電制を含みます。) を実施し、当社もしくは 配電事業者が給電指令時補給を行なったとき、41(給電指令の実施等) (2) ホの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制 を実施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときま たは41(給電指令の実施等)(2)への場合で、ファーム電源(配電事業 者の約款に定めるファーム電源を含みます。) に対して出力の抑制を実 施し、当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは、発 電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上, 当該発電設備等の30分ご との発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電 量調整受電電力量とみなします。この場合, 当該発電設備等の給電指令 時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電 地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし,

その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は, チによるものといたします。

発電量調整受電計画差 = 発 電 量 調 整 - 発 電 量 調 整 \to 水 \cap 次 \cap 和 電 力 量 \to 電 電 力 量 \to 電 電 力 量

ヌ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、32(電力および電力量の算定)(22)にかかわらず、30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、32(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。)で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量=接続対象電力量-接続対象計画電力量

ル 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は,32(電力および電力量の算定) (23)にかかわらず,30分ごとの接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)がその30分における接続対象計画電

力量を下回る場合に、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、32(電力および電力量の算定)(8)にかかわらず、当該供給地点(配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。)で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量=接続対象計画電力量-接続対象電力量

ヲ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、32(電力および電力量の算定)(24)にかかわらず、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、(イ)または(中)によって算定された値の合計値といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で、32(電力および電力量の算定)(14)イまたはロにかかわらず、当該需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。)に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき、またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは、当

該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る 需要抑制量調整受電電力量とみなします。

(イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として32(電力および電力量の算定)(14)口を適用し、かつ、配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で、30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは、次の算式により算定された値といたします。

(ロ)(イ)以外の場合は、次の算式により算定された値といたします。

需要抑制量調整受電 = 需要抑制量調整 - 需要抑制量調整 + 需要抑制量調整 + 完 電 電 力 量

ワ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は,32(電力および電力量の算定)(25)にかかわらず,30分ごとの需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に,需要抑制バランシンググループごとに,30分ごとに,次の算式により算定された値の合計値といたします。ただし,需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合で,32(電力および電力量の算定)(14)口にかかわら

ず、当該需要場所(配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。) に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から 需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需 要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要 抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電 = 需要抑制量調整 - 需要抑制量調整 計画差対応余剰電力量 受電電力量 受電計画電力量

(6) 託送供給等の実施

- イ 接続供給の場合,契約者は,別表9 (需要計画・調達計画・販売計画)の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に,配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。
- ロ 発電量調整供給の場合,発電契約者は,別表10(発電計画・調達計画・販売計画)の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に,配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。
- ハ 需要抑制量調整供給の場合,需要抑制契約者は,別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に,配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

(7) 解約等

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、43(適正契約の保持等)に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電・放電状態または需要抑制状態への変更に応じていただけないときには、58(解約等)(1)ハ(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)にかかわらず、接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

- イ 託送供給の場合は、8 (契約の要件) (1)または(2)を、発電量調整供給の場合は、8 (契約の要件) (3)を、需要抑制量調整供給の場合は、8 (契約の要件) (5)ロ、ハ、ニ、ホもしくはへまたは(2)を欠くに至った場合
- ロ 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量(配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。)と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- ハ 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)と発電量調整受電 計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- 二 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。)と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。
- (8) 発電量調整供給契約についての特別措置(再生可能エネルギー発電設備)
 - イ 契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特

定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(1)にかかわらず、原則として、当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で、配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、契約者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備、特定送配電事業者が締結する特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る再生可能エネルギー発電設備は、同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

- ロ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者(特定 送配電事業者が契約者となる場合を除きます。)が希望されるときは、 契約者の指定する発電バランシンググループ(当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年4月1日以降に締結され、かつ、バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。)に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。
 - (4) 発電量調整供給に係る料金は、附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5)ロにかかわらず、19(料金)(2)に定める料金、(ロ)により算定されるインバランス

リスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といた します。ただし、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は、インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

- (ロ) インバランスリスク料は、附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5) ホにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。また、再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)に、再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。
- (ハ) 当社は、附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(5)トにかかわらず、30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社、配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

また,当社は,当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない,変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し,原則として発電量調整

供給実施日の前日午前6時までに契約者に再通知いたします。 なお、契約者は、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に 必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

- (二) ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し、または超過するおそれがある場合で、当社または配電事業者がノンファーム電源(配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。)の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なったときは、(ハ)にかかわらず、契約者は、発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。
- ハ イにより発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し、指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ(ロにおいて、契約者が希望される場合を除きます。)に係るインバランスリスク料は、附則5(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(6)ロにかかわらず、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量(配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。)にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計(合計額が負となる場合は零といたします。)といたします。
- (9) その他の事項については、この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13 N-1 電制の実施についての特別措置

(1) 当社は、41 (給電指令の実施等)(2)イの場合で、発電量調整供給に係

る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN-1電制を実施したときは、42(受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済)(5)にかかわらず、N-1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から、30分ごとのN-1電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の3の4に定める回避可能費用単価(以下「回避可能費用単価」といいます。)に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

(2) 当社は、41 (給電指令の実施等) (2) イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してN-1電制を実施したときは、42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済) (5) にかかわらず、N-1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N-1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN-1電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項または第8条第1項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から、N-1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのN-1電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

(3) 当社は、41 (給電指令の実施等) (2) イの場合で、発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等に対してN-1電制を実施したときは、42 (受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済) (5) にかかわらず、N-1電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に、N-1電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびN-1電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額(再生可能エネルギー特別措置法第2条の4にもとづき算定される金額をいいます。) を加えた金額から、N-1電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がN-1電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について、電力広域的運営推進機関が認める範囲においてN-1電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

14 系統連系受電サービス等についての特別措置

(1) 発電場所が、次のいずれかに該当する場合、系統連系受電課金対象電力 および契約超過受電電力は、23(系統連系受電サービス)(2)ロおよびハ ならびに44(契約超過金)(2)ロおよびハに準じて定めます。

なお、系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上、次に定める比を、23(系統連系受電サービス)(2)ロおよび44(契約超過金)(2)ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また,発電場所がイ(ハ)に該当する場合,23(系統連系受電サービス) (3)イの基本料金および23(系統連系受電サービス)(3)ハ(ハ)の系統設備 効率化割引額の算定上,まったく発電または放電しない場合とは,1月に おいてイ(ハ)における当社が無償で受電している電気以外の電気をまった く発電または放電しない場合をいいます。

- イ 発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合
 - (イ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と 当社との間の特定契約等が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約等に係る電力受給に関する契約に 定める契約受電電力の比

(p) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と 当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

(ハ) 発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され、かつ、当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合で、接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約等が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ イ(イ), (ロ)または(ハ)に該当する場合で,化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第 4条の2第2項第9号イに定めるバイオマス比率(以下「認定バイオマ ス比率」といいます。)

なお,認定バイオマス比率は,発電量調整供給契約の申込みに際して 発電契約者から当社に通知していただきます。

また,認定バイオマス比率を変更する場合は,すみやかに変更後の認 定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として、発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2) (1) の場合で、特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する 契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過して なお支払われず、当該契約を解約したときは、受電地点において同一計量 する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合 であっても、系統連系受電契約は消滅するものとし、また、すべての発電 契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお,この場合には、当社は、その旨を発電契約者または発電者に通知 いたします。

また,発電契約者と同一の者である発電者の場合は,当該発電契約者と の発電量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

(3) 発電場所における発電出力(発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいず

れか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また、複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は、当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。)または同時最大受電電力が10キロワット未満(発電場所が、(1)イ(ハ)またはロ〔(1)イ(ハ)に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は、当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。)の場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。。

- イ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの 発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10未満のとき、または高 圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計 量器により計量された30分ごとの連系電力(最小位までといたしま す。)の最大値が10キロワット未満のとき。
 - 23 (系統連系受電サービス) (3)に定める系統連系受電サービス料金 および44 (契約超過金) (2)に定める契約超過金は申し受けません。
- ロ 低圧で受電する場合で、その1月の受電地点で計量された30分ごとの 発電量調整受電電力量の最大値を2倍した値が10以上のとき、または高 圧もしくは特別高圧で受電する場合で、その1月の受電地点で記録型計 量器により計量された30分ごとの連系電力(最小位までといたしま す。)の最大値が10キロワット以上のとき。
 - (4) 23 (系統連系受電サービス) (2) イまたは口における系統連系受電

課金対象電力の算定上、10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

- (p) 発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)が10キロワット未満の場合は、次のとおりといたします。
 - a 44 (契約超過金) (2)イ(イ)または口(イ)における契約超過受電電力の算定上,10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
 - b 44 (契約超過金) (2)イ(p)または口(p)における契約超過受電電力の算定上,10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
- (4) 契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等において、イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 適用範囲

原則として、2024年3月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第9条第4項に定める認定を受け、または、再生可能エネルギー特別措置 法第7条にもとづいて落札された発電設備等に適用いたします。

- ロ 系統連系受電サービス料金等
 - 23 (系統連系受電サービス) (3) に定める系統連系受電サービス料金

および44(契約超過金)(2)に定める契約超過金は申し受けません。

なお、発電場所において、イ以外の発電設備等(当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)が混在する場合またはイの発電設備等が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は、(イ)、(ロ)または(ハ)により、イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力、系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め、系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

(4) 系統連系受雷課金対象電力

a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外 の場合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を発電出力等の 比であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその1月 の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において 当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用し た場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を 発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。 ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電 力は、零といたします。

なお,あん分に必要となる発電出力は,契約者または発電契約者 から当社へ通知していただきます。

b イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場 合

系統連系受電課金対象電力は、同時最大受電電力を認定バイオマ

ス比率であん分してえた値から、発電設備等に係る供給地点のその 1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は、零といたします。

なお、認定バイオマス比率は、発電量調整供給契約の申込みに際 して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また、認定バイオマス比率を変更する場合は、すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし、認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は、附則 5 (発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー 発電設備〕)(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス 比率等を基準として、契約者、発電契約者または発電者と当社との 協議によって定めた比率といたします。

(中) 発電量調整受電電力量

a イの発電設備等が,契約者が特定契約を締結する再生可能エネル ギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について,32 (電力および電力量の算定)(30)イただし書または附則5(発電量 調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設 備])(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。 b イの発電設備等が、再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第 1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する 事業に係る発電設備等の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について,32 (電力および電力量の算定)(30)イただし書または附則5(発電量 調整供給契約についての特別措置[再生可能エネルギー発電設 備])(7)ハに準じて算定いたします。ただし,化石燃料を混焼する バイオマス発電設備の場合は,発電量調整受電電力量から発電量調 整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じて えた値を差し引いた値にもとづき,算定いたします。

なお、バイオマス比率は、算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

(ハ) 契約超過受電電力

- a イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外 の場合
 - (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等

の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比 であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

- b イの発電設備等が、化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場 合
 - (a) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオ

マス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

(b) 同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を下回る場合

契約超過受電電力は、その1月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその1月の接続送電サービス契約電力(発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は、1接続送電サービスを適用した場合のその1月の接続送電サービス契約電力といたします。)を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし、差し引いた値が零を下回る場合は、契約超過金を申し受けません。

(5) 揚水発電設備等が設置された受電地点において、揚水発電設備等により 発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合、当該発電量調整供 給に係る電気の電力量については、23 (系統連系受電サービス) (3) ロに 定める電力量料金を申し受けません。ただし、発電設備(当社が特定契約 を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。) に揚水発電設備等 が併設されている場合で、発電設備が(4) イに定める適用範囲に該当しな いときは、発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定め た方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定 し、23 (系統連系受電サービス) (3) ロに定める電力量料金を申し受けま す。また、発電設備(当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。)に揚水発電設備等が併設されている場合で、発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当し、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条の2第1項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備等が設置された受電地点に係る需要場所に接続供給され揚水または蓄電された電気を当該需要場所以外の需要場所に託送供給されるために発電または放電するときは、揚水発電設備等に係る系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力を(4)口(4) a および(4)口(ハ) a に準じて定め、(4)にかかわらず、23(系統連系受電サービス)(3)イに定める基本料金から23(系統連系受電サービス)(3)ハ(ハ)に定める系統設備効率化割引額を差し引いた金額および44(契約超過金)(2)に定める契約超過金を申し受けます。

- (6) 発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の 需給契約(以下「当社との電気の需給契約」といいます。)を締結してい る場合は、次のとおりといたします。
 - イ 19 (料金) (3) ロにおいて、当社との電気の需給契約における料金の 支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
 - ロ 23 (系統連系受電サービス) (2) における系統連系受電課金対象電力 または44 (契約超過金) (2) における契約超過受電電力の算定上,当社 との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力とみ なします。
 - ハ 56 (契約の廃止) (5)または58 (解約等) (6)において、当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
- (7) 2024年3月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場

所で、イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は、別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等)(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間、口またはハといたします。

イ 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都道府県	市町村
愛知県	豊橋市,一宮市,瀬戸市,半田市,春日井市,豊川市,津島市,刈谷市,安城市,西尾市,蒲郡市,犬山市,常滑市,江南市,小牧市,稲沢市,東海市,大府市,知立市,尾張旭市,高浜市,岩倉市,豊明市,日進市,田原市,愛西市,清須市,北名古屋市,弥富市,みよし市,あま市,長久手市,東郷町,豊山町,大口町,扶桑町,大治町,蟹江町,飛島村,阿久比町,東浦町,南知多町,美浜町,幸田町
静岡県	静岡市,浜松市,富士市,磐田市,焼津市,掛川市,藤 枝市,袋井市,湖西市,御前崎市,菊川市,牧之原市, 吉田町
三重県	四日市市,伊勢市,桑名市,鈴鹿市,亀山市,いなべ 市,木曽岬町,東員町,朝日町,玉城町
岐阜県	岐阜市,多治見市,羽島市,土岐市,各務原市,瑞穂市,岐南町,笠松町,輪之内町,安八町,北方町,坂祝町,富加町
長野県	岡谷市, 諏訪市, 中野市, 千曲市, 南箕輪村, 坂城町

- ロ 受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単 価
 - 23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(n)によって算定された系統設備効率化割引単価が、23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(n)の割引区分A-2 およびB-2 を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を

下回る場合の系統設備効率化割引単価は、23(系統連系受電サービス) (3) $\Lambda(p)$ にかかわらず、23(系統連系受電サービス) (3) $\Lambda(p)$ の割引区 $\partial A - 2$ および $\partial B - 2$ を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ 受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引 単価

23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(p)によって算定された系統設備効率化割引単価が,23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(p)の割引区分A-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は,23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(p)にかかわらず,23 (系統連系受電サービス) (3)ハ(p)の割引区分A-2を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に当社供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され当社供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けた需要者(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要者に限ります。)の供給地点に係る託送供給について当該需要者に対して電気の供給を行なう契約者からこの特別措置の適用の申出があるとき(当社が分割接続供給を行なう供給地点に

おいては、双方の契約者から申出がある場合に限ります。)または当該災害により被害を受けた発電者(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の発電者に限ります。)の受電地点に係る発電量調整供給について当該発電者もしくは当該発電量調整供給に係る発電契約者からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、需要者または発電者の被害状況を確認するため、必要に応 じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けた需要者の供給地点に係る接続送電サービス料金, 臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について, 災害発生日が属する月の前月の料金(支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。), および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の供給側料金算定日を, 19(料金)(1)にかかわらず, それぞれ1月延期いたします。
- (2) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,災害により被害を 受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には,災害発生日 が属する月から6月後の月の末日までの間は,料金の算定期間ごとに次の 割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電 灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスにつ いては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点 の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金(力率割引 または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたしま す。)といたします。ただし、34(料金の算定)(1)イ,ロ,ニ,ホ,へまたはトの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に 応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

- (3) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,災害により被害を 受けたときから引き続きまったく予備送電サービスを使用しない場合に は,災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は,料金の算定 期間ごとに(2)に準じて割引を行ない予備送電サービス料金を算定いたし ます。
- (4) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで,契約者が当該供給地点に係る接続供給を廃止された後,契約者が新たに当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で,その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ,かつ,その申込みが災害により被害を受けたときの当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等をこえないとき(分割接続供給の場合は,その申込みにもとづく1供給地点につき,1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等が,災害により被害を受けたときの1供給地点につき,1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力等をこえないときに限りま

- す。)は、69(工事費の負担方法)(2)にかかわらず、その工事費負担金 を申し受けません。
- (5) 契約者が、災害により被害を受けた需要者の供給地点において、再建等のため、21 (臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、69 (工事費の負担方法) (3) にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。
- (6) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、19(料金)(1)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービスの基本料金、臨時接続送電サービスの基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定いたします。
- (7) 契約者が,災害により被害を受けた需要者の供給地点において,再建等のため,引込線,計量器,その付属装置,区分装置,通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で,その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは,65(引込線の接続),66(計量器等の取付け)および68(電流制限器の取付け)にかかわらず,原則として,その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。
- (8) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,当社が分割接続供給を行なう場合で,(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときは,(9)または(10)による料金の調整を行なうために,1供給地点につき,1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金ま

たは臨時接続送電サービス料金を, (2)または(6)に準じて割引を行ない算 定いたします。

- (9) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,当社が分割接続供給を行ない,かつ,(2)または(6)によって割引を行ない接続送電サービス料金を算定する場合で,それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と,(8)によって算定された1供給地点につき,1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは,34(料金の算定)(11)に準じて接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (10) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、(2)または(6)によって割引を行ない臨時接続送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と、(8)によって算定された1供給地点につき、1臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは、34(料金の算定)(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。
- (11) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定するときは、(12)による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金を、(3)または(6)に準じて割引を行ない算定いたします。
- (12) 災害により被害を受けた需要者の供給地点において,当社が分割接続供給を行ない,かつ,予備送電サービスをあわせて適用し,(3)または(6)によって割引を行ない予備送電サービス料金を算定する場合で,それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と,(11)によって算定された1

供給地点につき、1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、34(料金の算定)(13)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

- (13) 災害により被害を受けた発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス 料金について,災害発生日が属する月の前月の料金(支払期日が災害発生 日以降となるものに限ります。),および災害発生日が属する月からその 翌々月までの料金の支払期日を,35(支払義務の発生および支払期日)に かかわらず,それぞれ1月延期いたします。
- (14) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において,災害により被害を受けたときから引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は,すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。)には,災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は,料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化 割引額を差し引いた金額といたします。ただし、34(料金の算定)(1) イ,ハ,ニ,ホまたはへの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

口割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数と

- し、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。
- (15) 災害により被害を受けた発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、19(料金)(3)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

なお,この場合,その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの 系統設備効率化割引は適用いたしません。 別表

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、電流を制限する機能を有する計量器により制限される電流、電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
 - イ 電流を制限する機能を有する計量器による場合

ロ 電流制限器による場合

入 カ (キロボルトアンペア) = 電流制限器 の定格電流 × 100ボルト ×
$$\frac{1}{1,000}$$

ハ 主開閉器による場合

別表3 (契約電力および契約容量の算定方法) に準じて算定いたします。

(2) (1) によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2 系統設備効率化割引の対象変電所等

(1) 系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
A-1	大山変電所(275キロボルトと77キロボルトを連系する 設備), 牛島町変電所(275キロボルトと77キロボルト を連系する設備, 275キロボルトと33キロボルトを連系 する設備), 新信濃変電所, 関開閉所, 中信変電所 (275キロボルトと77キロボルトを連系する設備), 中 濃変電所, 東清水変電所, 東山梨変電所(東京電力パワ ーグリッド株式会社の供給区域), 北部変電所
A-2	愛知変電所,安倍変電所 (275キロボルトと77キロボルトを連系する設備),岐阜開閉所,岐北開閉所,新富山変電所 (北陸電力送配電株式会社の供給区域),駿河変電所,高根第一水力開閉所,豊根開閉所,飛騨変換所,馬瀬川第一水力開閉所,南京都変電所 (関西電力送配電株式会社の供給区域),名城変電所
A-3	海部開閉所,大山変電所(275キロボルトと154キロボルトを連系する設備),梅森開閉所,亀山変電所,北豊田変電所,静岡変電所,鈴鹿開閉所,駿遠変電所,西濃変電所,西部変電所,瀬戸変電所(瀬戸市),電源名古屋変電所,東栄変電所,東部変電所,南信変電所,西尾張変電所,西名古屋変電所(275キロボルトと154キロボルトを連系する設備),東豊田変電所,三重開閉所,南福光連系所
B — 1	莇生変電所,安倍変電所(77キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備),安西変電所,安東変電所,池下変電所,稲葉地変電所,庵原変電所,上地変電所,牛島町変電所(33キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備),牛山変電所,内牧変電所,江尻変電所,大井町変電所,大須変電所,大手変電所,興津変電所,水主町変電所,大須変電所,大手変電所,興津変電所,水主町変電所,春日井変電所,烏森変電所,金山変電所(33キロボルトと6.6キロボルトを連系する設備),観山変電所,荊井変電所,吉根変電所,桑名変電所,高蔵寺変電所,海井変電所,上町変電所,基目寺変電所,崇変電所,笹島変電所,三の丸変電所,基目寺変電所,城北変電所,白鳥変電所,三の丸変電所,砂田橋変電所,城北変電所,白鳥変電所,新川変電所,中央町変電所,白鳥変電所,毎町変電所,任馬町新田変電所,戸崎変電所,中村変電所,長青町変電所,西島変電所

所, 布池変電所, 能部変電所, 萩野変電所, 播磨変電 所, 東青島変電所, 東新道変電所, 久屋変電所, 広小路 変電所, 枇杷島変電所, 富士川変電所, 二ツ橋変電所, 本通変電所, 松原町変電所, 馬渕変電所, 南大津変電 B - 1所、南武平町変電所(33キロボルトと6.6キロボルトを 連系する設備),三谷変電所,宮口変電所,六ツ美変電 所,用宗変電所,諸輪変電所,焼津変電所,山口町変電 所, 六郷変電所, 六句変電所, 若草変電所, 和合変電所 葵町変電所, 暁変電所, 赤堀変電所, 浅草変電所, 旭山 変電所, 東田変電所, 厚見変電所, 荒尾変電所, 有松変 電所, 飯山変電所, 池見変電所, 猪高変電所, 一社変電 所,一本松変電所,出川変電所,糸貫変電所,稲永変電 所,猪子石変電所,今市場変電所,今川変電所,岩倉変 電所, 印場変電所, 上田変電所, 扇沢変電所, 大草変電 所,大鹿変電所,大島変電所,太田変電所,大高変電 所,大野木変電所,大浜変電所,大原変電所,大平変電 所,大府変電所,大間見変電所,大脇変電所,岡町変電 所, 沖之島変電所, 荻町変電所, 小熊野変電所, 尾崎変 電所,長地変電所,小幡変電所,小柳津変電所,開明変 電所, 神屋変電所, 笠寺変電所, 笠松変電所, 和会変電 所, 霞変電所, 霞沢変電所, 形原変電所, 蟹江変電所, 蟹甲変電所, 加納変電所, 加納栄変電所, 蒲郡変電所, 上境変電所, 上末変電所, 上諏訪変電所, 上千田変電 B-2所,上山田変電所,鴨江変電所,鴨田変電所,神守変電 所, 軽井沢変電所, 木曽駒変電所, 北刈谷変電所, 北崎 変電所, 北条変電所, 北新田変電所, 北町変電所, 衣浦 変電所, 共和変電所, 清洲変電所, 日下部変電所, 草薙 変電所, 楠町変電所, 沓野変電所, 黒石変電所, 桑原変 電所,外宮前変電所,康生変電所,神戸町変電所,鴻ノ 巣変電所, 国府宮変電所, 五和変電所, 小川変電所, 小 木変電所, 虎渓変電所, 古知野変電所, 寿変電所, 小牧 変電所, 駒場変電所(名古屋市), 挙母変電所, 紺屋田 変電所, 堺変電所, 鷺山変電所, 笹部変電所, 篠目変電 所,三郷変電所,山王変電所,塩江変電所,志賀高原変 電所, 師勝変電所, 蜆塚変電所, 地蔵山変電所, 島田変 電所,清水変電所,下青野変電所,下諏訪変電所,下地 変電所, 十一屋変電所, 昌栄変電所, 浄心変電所, 上面 変電所, 白板変電所, 白土変電所, 城東変電所, 新池変 電所,新知変電所,新富変電所,振甫変電所,新本町変

B - 2

電所, 菅平変電所, 須坂変電所, 関変電所, 関田変電 所,蘇原変電所,空見変電所,大喜変電所,大東変電 所, 鯛取変電所, 高丘変電所, 高師変電所, 高棚変電 所, 高橋変電所, 高松変電所, 宝町変電所, 竹生変電 所, 谷川変電所, 玉津浦変電所, 玉ノ井変電所, 垂坂変 電所, 丹陽変電所, 千秋変電所, 千種変電所, 築港変電 所,茅野変電所,中郷変電所,知立変電所,塚原変電 所, 月丘町変電所, 津島変電所, 桃花台変電所, 陶原変 電所, 当知変電所, 道徳変電所, 常磐変電所, 殿岡変電 所, 富田変電所, 豊明変電所, 豊科変電所, 豊田変電 所, 豊橋変電所, 豊山変電所, 鳥居松変電所, 鳥屋金変 電所, 那加変電所, 仲沖変電所, 中軽井沢変電所, 中川 変電所,中切町変電所,長久手変電所,中御所変電所, 長住町変電所, 中野変電所, 長野変電所, 夏秋変電所, 七ツ寺変電所,七日町変電所,鳴子変電所,鳴海変電 所, 西浦変電所, 西尾変電所, 西小幡変電所, 西崎変電 所, 西城北変電所, 西築港変電所, 西町変電所, 西山変 電所, 日進変電所, 野口変電所, 野田変電所, 羽衣変電 所,八幡変電所,羽津変電所,八帖変電所,馬場変電 所, 浜松変電所, 原島変電所, 春日変電所, 半田変電 所, 東上田水力変電所, 東境変電所, 東長野変電所, 東 丸之内変電所, 東山変電所, 菱野変電所, 日長変電所, 日吉変電所, 平針変電所, 広畑変電所, 福住変電所, 福 豊変電所, 藤山台変電所, 扶桑変電所, 古川変電所, 古 宿変電所, 古庄変電所, 文京変電所, 壁田変電所, 北竜 湖変電所, 星崎変電所, 上枝変電所, 細島変電所, 堀田 変電所, 堀木変電所, 母呂後変電所, 本地変電所, 本庄 変電所, 正地変電所, 又丸変電所, 松江変電所, 松河戸 変電所, 松下変電所, 大豆島変電所, 瑞穂変電所, 南刈 谷変電所, 南桜変電所, 南柴田変電所, 三保変電所, 宮 ノ上変電所, 向山変電所, 宗高変電所, 牟呂変電所, 名 南変電所、毛受変電所、森本変電所、守山変電所、八熊 変電所, 八事変電所, 岩作変電所, 弥次工変電所, 屋代 変電所, 弥富変電所, 柳町変電所, 薮田変電所, 矢部変 電所, 山中町変電所, 横内変電所, 横須賀変電所, 横山 水力変電所, 依佐美変電所, 吉田変電所, 六条変電所, 六番町変電所, 鷲塚変電所, 和村変電所

なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単 価については、原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし、当 該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

- (2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用
 - イ (1)の割引区分は、10 (契約の成立および契約期間) (1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として2028年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものといたします。

- ロ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率 化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合で あっても,(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統 設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続され るものといたします。
- ハ (1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率 化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても, (1)の割引区分は,イにより適用するものといたします。ただし,適用 される23(系統連系受電サービス)(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価 は見直し後のものといたします。
- 二 2024年4月1日以降,受電地点を新たに設定する発電場所(発電設備等を新たに使用する場合に限ります。)または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について,発電量調整供給の開始または変更以降,(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用す

る割引区分は、その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間1回に限り、次のとおりといたします。ただし、適用される23(系統連系受電サービス)(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の 割引区分	見直し後の割引区分	適用される 割引区分
A – 1	A-1, A-2, A-3または 割引対象外	A - 1
A-2	A - 1	A - 1
A-Z	A-2, A-3または割引対象外	A - 2
	A-1	A - 1
A - 3	A-2	A - 2
	A-3または割引対象外	A - 3
B-1	B−1, B−2または割引対象外	B-1
B - 2	B - 1	B-1
	B-2または割引対象外	B - 2

3 契約電力および契約容量の算定方法

20 (接続送電サービス) (2) イ(ロ) b もしくは(ハ)または21 (臨時接続送電サービス) (2) イ(イ) b (b) もしくは(ロ) b の場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧 は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流
$$\times$$
 電圧 (ボルト) \times 1.732 \times $\frac{1}{1,000}$

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ,ロ,ハおよび二によります。

イ けい光灯

	換 算	容量
	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力
低力率型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 (ワット) ×200パーセント	(ワット)×125パーセント

ロ ネオン管灯

		換 算 容	量
2 次電圧 (ボルト)	入力(ボルトアンペア)		7 + (P 1)
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9,000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

hata - I	換 算	容量
管の長さ(ミリメートル)	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

二水銀灯

	担	英 第 容	星
出力(ワット)	入力(ボル)	7 + (P l)	
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1,000以下	1, 200	1, 750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

		換 算 容	量
出力(ワット)	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	I	160	
45以下	I	180	
65以下	I	230	
100以下	250	350	出力(ワット)
200以下	400	550	×133.0パーセント
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1, 400	

口 3相誘導電動機

	換算容量(入力〔キロワット〕)
馬力表示のもの	出力 (馬 力) × 93.3パーセント
キロワット表示のもの	出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型およ び移動型を含 みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルト ピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換 算 容 量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
		20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
	95キロボルトピー	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
	ク以下	100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7. 5
診察用装置		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピー ク超過100キロボ ルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13. 5
	100キロボルトピ	500ミリアンペア以下	9.5
	ーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピ	500ミリアンペア以下	11
	ーク超過150キロ ボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式 診察用装置		0. 75マイクロファラッド超過 1. 5 マイクロファラッド以下	2
N/H &CE		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力(キロワット)=最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の 換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議に よって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換 算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約 負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 平均力率の算定式

平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効 電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントといたします。

有効電力量
平均力率 (パーセント) =
$$\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$$
 ×100

なお、有効電力量および無効電力量の計量は、31(計量)の記録型計量器により行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均力率の算定において、

 $\sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

6 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア
- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの 平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いた します。

7 発電量調整受電計画電力量,接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電 計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は,原則として,別表10(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし,発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認め られる場合には,当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち,卸電力取引所 への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約 定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場 約定後において,電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に 係る通知を受けた場合は,通知を受けた変更後の値といたします。ま た、約定がない場合は零とみなします。)

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イ以外の分が 取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画と のうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場合は零と みなします。) なお,当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と 調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合,販売計画から調達計画を 差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします(以 下「みなし発電計画」といいます。)。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランシンググループ = みなし発電計画の値 \times ごとの発電計画の値 \times 当日計画の通知の期限

当日計画の通知の期限における 発電バランシンググループ ごとの発電計画の値 当日計画の通知の期限 における発電計画の値

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表9(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への 販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結 果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場 約定後において,電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に 係る通知を受けた場合は,通知を受けた変更後の値といたします。ま た、約定がない場合は零とみなします。)

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、イ以外の分が取引 相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

- (3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い
 - イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表11(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし,需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当 と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力 取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所に おける約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値(卸電力取引市場における市場的定後において、電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変

更に係る通知を受けた場合は,通知を受けた変更後の値といたします。また,約定がない場合は零とみなします。)

(p) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち,(イ)以 外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する 計画とのうちいずれか小さい値(取引相手の対応する計画がない場 合は零とみなします。)

四 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上,次の(イ)または(ロ)に該当する場合は,次に定める値を需要抑制計画とみなします(以下「みなし需要抑制計画」といいます。)。この場合,みなし需要抑制計画が負となるときの32(電力および電力量の算定)(14)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は,当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定 される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画 は、30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。 需要抑制バランシンググループ = みなし需要抑制計画の値 \times ごとの需要抑制計画の値 \times 当日計画の通知の期限における

当日計画の通知の期限における 需要抑制バランシンググループ ごとの需要抑制計画の値 当日計画の通知の期限における 需要抑制計画の合計値

(イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)が調達計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)を上回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(p) 需要抑制契約者が通知した販売計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)が調達計画(イにより変更した場合は変更後の値といたします。)を下回った場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

8 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 定額制供給の場合の接続供給電力量
 - イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、34(料金の算定)(1)イ、ロ、ニまたはホの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数

で除し、協定の対象となる期間(以下「協定期間」といいます。)の日数を乗じた値といたします。

I			
電灯定額接続送電	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの 1灯につき	10ワット×ロに定め る月別使用時間
サービス		10ワットをこえ20 ワットまでの1灯 につき	20ワット×ロに定め る月別使用時間
		20ワットをこえ40 ワットまでの1灯 につき	40ワット×ロに定め る月別使用時間
		40ワットをこえ60 ワットまでの1灯 につき	60ワット×ロに定め る月別使用時間
		60ワットをこえ 100ワットまでの 1灯につき	100ワット×ロに定め る月別使用時間
		100ワットをこえ る1灯につき100 ワットまでごとに	100ワット×ロに定め る月別使用時間
小型機器である契約負荷設備1機器 につき			20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロ ワット時
動力臨時定	額接続送電サービ	契約電力×200時間	

口 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月 別 使 明 間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月 別 使 用 問	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

前月または前年同月の 接続供給電力量 前月または前年同月の 料金の算定期間の日数 (ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

前 3 月 間 の 接続供給電力量 前3月間の料金の × 協定期間の日数 算定期間の日数

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえ た値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合 で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

取替後の計量器によって 計量された接続供給電力量 × 協定期間の日数 取替後の計量器によって 計量された期間の日数

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量と いたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、66(計量器等の取付け)に準ず るものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 100パーセント+ (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

- (4) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月
- (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合,協定期間の30分ごとの接続供給電力量は,協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし,(2)によって接続供給電力量を定める場合で,協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは,協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- (4) 発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

9 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のと おりといたします。

交	年間計画 対象期間 (第1年度, 第2年度)		月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
通	知の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実 需給の開始時 刻の1時間前
	需要想定值	各月の平日お よび休日の接 続対象電力の 最大値および 最小値	各週の平日お よび休日の接 続対象電力の 最大値および 最小値	電力広域的運 営推進機関が 指定する時刻 の日ごとの接 続対象電力	30分ごとの接続	対象電力量	
通知の内容	需定対調画売計画売計	各よび 日の休象値値電約要ごおの 一のですれます。 一の大象値でですがまれる。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 一ででする。 には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	各よび 一の休象値値で 平日電おに電約要ごおの が大小発製で 大小発表が 大小発表が 大が表がですがまますがので 一大ので でので でのかますが でのがする。 でのがする。 でのがする。 でのがする。 でのが、 でのがでする。 でのが、 でいるで にでいるが、 でいるで にでいるが、 でいるで にでいるが、 でいるで にでいるが、 にでいる	電常に関する。 電が対対のでは、対対のでは、対対が対対ができます。 は、対対では、対対ができますが、は、対対では、対対が対対では、対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が		売対象電力量に対 は需要抑制契約: 計画値 一	

- (注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。 (注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出してい ただく場合があります。
- (注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利 用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきま す。

10 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は、次のと おりといたします。

対	象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画				
通知	印の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日午前12時	原則として30 分ごとの実需 給の開始時刻 の1時間前				
		各月の平日お	各週の平日お	電力広域的運	30分ごとの発電	量調整受電電力量	畫				
		よび休日の発	よび休日の発	営推進機関が							
	発電	電量調整受電	電量調整受電	指定する時刻							
	計画	電力の最大値	電力の最大値	の日ごとの発							
		および最小値	および最小値	電量調整受電							
				電力							
		各月の平日お	各週の平日お	電力広域的運	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約						
		よび休日の発	よび休日の発	営推進機関が	者、発電契約者または需要抑制契約者ごとの調						
		電量調整受電	電量調整受電	指定する時刻	達分および販売	分の計画値					
通	調達	電力の最大値	電力の最大値	の日ごとの発							
知	神 計画	および最小値	および最小値	電量調整受電							
0)	可四	に対する契約	に対する契約	電力に対する							
内	販売	者, 発電契約	者, 発電契約	契約者, 発電							
容	販元 計画	者または需要	者または需要	契約者または							
	可四	抑制契約者ご	抑制契約者ご	需要抑制契約							
		との調達分お	との調達分お	者ごとの調達							
		よび販売分の	よび販売分の	分および販売							
		計画値	計画値	分の計画値							
	発電	作業の開始日間	寺,作業の終了								
	設備	日時,停止内容,その他必要		_		_					
	等の	なり	頁目								
	停止				計画タ	卜作業					
	計画				計画作業	の変更分					

- (注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- (注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電所別の発電計画もあわせて提出していただきます。
- (注4) 計画外作業および計画作業の変更分については、発生のつど、すみやかに提出していただきます。
- (注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
- (注6) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

交	十象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画			
通线	知の期限	毎年10月31日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時	毎日午前12時	30分ごとの実 需給の開始時 刻の1時間前			
		各月の平日お	各週の平日お	電力広域的運	30分ごとの需要	抑制量調整受電管	電力量			
	帝 邢	よび休日の需	よび休日の需	営推進機関が						
	需要 抑制	要抑制量調整	要抑制量調整	指定する時刻						
	が 計画	受電電力の最	受電電力の最	の日ごとの需						
	計画	大値および最	大値および最	要抑制量調整						
		小値	小値	受電電力	電電力					
	各月の平日は		各週の平日お	電力広域的運	30分ごとの需要抑制量調整受電電力量に対する					
		よび休日の需	よび休日の需	営推進機関が	契約者、発電契約者または需要抑制契約者ごと					
通		要抑制量調整	要抑制量調整	指定する時刻						
知		受電電力の最	受電電力の最	の日ごとの需						
の	調達	大値および最	大値および最	要抑制量調整						
内	計画	小値に対する	小値に対する	受電電力に対						
容	•	契約者, 発電	契約者, 発電	する契約者,						
	販売	契約者または	契約者または	発電契約者ま						
	計画	需要抑制契約	需要抑制契約	たは需要抑制						
		者ごとの調達	者ごとの調達	契約者ごとの						
		分および販売	分および販売	調達分および						
		分の計画値 分の計画値		販売分の計画						
				値		T				
	ベース						20ハデトのは			
	ライン	_	_	_		_	30分ごとの値			

⁽注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社所定の様式により提出していただきます。

- (注2)年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- (注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。
- (注4) 週間計画以前において、連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には、当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出	力(キロワッ	, ト)	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ	使用電圧 100	60〜ルツ	40	50	75	100
	ボルト	50〜ルツ	50	75	75	100
取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 200	60〜ルツ	20	20	30	40
	200 ボルト	50〜ルツ	20	20	30	40

(p) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

a トップランナーモータの基準を満たす電動機

電 動 機	馬	力	1/4	1/2	1	2	3	5	7. 5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット		0. 2	0.4	0. 75	1. 5	2. 2	3. 7	5. 5	7. 5	11	15	18. 5	22	30	37
	2極	60 ヘルツ	_	_	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	2 1448	50 ヘルツ	_	_	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
コンデンサ 取 付 容 量	4極	60 ヘルツ	_	_	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
(マイクロ ファラット゛)		50 ヘルツ	_	_	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1, 200
	6 極	60 ヘルツ	_	_	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750
		50 ヘルツ	_	_	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1, 200	1, 300

b その他の電動機

電動機定格出力	馬	カ	1/4	1/2	1	2	3	5	7. 5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワッ	ット	0.2	0.4	0. 75	1. 5	2. 2	3. 7	5. 5	7. 5	11	15	18. 5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラット*)	00 /•	ッ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
	50〜ル	ッ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデン サを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応 するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(2) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンパア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上				35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

口 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(3) その他

(1)および(2)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。